



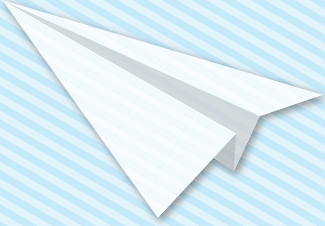
flexible, speed, challenge

DISCLOSURE

2023



一般社団法人
日本労信協



日本労信協の理念 Philosophy

制定：2010.3.3 第37回通常総会

私たちは、働く人への融資が円滑に進むよう
力を尽くす信用保証機関です。



私たちは、公益性に根ざした信用保証事業を行い、
働く人とその家族が安心して生活できる
共生社会の実現に寄与します。



私たちは、事業目的達成のため、
役職員の自己研鑽と相互啓発に努めます。



シンボルマークとコーポレートカラー（制定：1983.9.30 第21回理事会）



〔シンボルマーク〕

“人と人との交わり”をかたどったデザインは、日本労信協と労働金庫、および勤労者のみなさまが固く結びあって、ともに歩んでいく『協同』の想いを表しています。また、“花”をモチーフにした丸味のあるシルエットにより、あたたかさ、親しみやすさを表現しました。

〔コーポレートカラー〕

安らぎとさわやかさを感じさせる明るいグリーンが、安心な社会を目指す日本労信協の事業内容や活動姿勢を伝えます。

シンボルマークとコーポレートカラーは、地域の労働者(勤労者)信用基金協会においても統一的使用されており、「勤労者のための信用保証事業団体」としての団結を示す役割も果たしています。



flexible, speed, challenge



NihonRoshinkyo



Disclosure 2023



Contents

ごあいさつ	2
概要／設立と役割	3
事業の仕組み	4
保証制度の概要	6
第8期中期経営計画の概要	7
トピックス	10
2022年度事業報告	12
2022年度決算報告	17
2023年度事業計画	18
経営管理体制	24
内部管理態勢	25
資料編	31
1. 財務データ	32
2. 統計データ	39
3. コーポレートデータ	45

表紙のイラスト

2023年が日本労信協の第8期経営計画の最終年度にあることを意識して、3か年の取り組みが人々の明るく安定した暮らしのさまざまな場面に結実しているさまを表現しました。社会が次のステージへと更に飛躍するイメージを紙飛行機に乗せて描きました。



ごあいさつ



平素より、皆様方には格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本労信協は1980年の設立以来、勤労者が健康で文化的な生活を営むために必要な資金を労働金庫からお借り入れになる際、日本労信協がその保証人となることで、勤労者への融資が円滑に進むことを役割としてまいりました。

2022年度はウクライナ情勢や急激な円安の進行による物価上昇が勤労者の生活に影響を及ぼした一年となりましたが、勤労者の生活を支援する労働金庫の着実な取組みにより、保証債務残高は計画を55億円上回る14兆4,537億円となりました。これもひとえに、ご利用いただいている勤労者の方々と労働金庫をはじめとする社員の皆様のご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

2023年度は、ポストコロナへの移行に伴い経済活動が正常化していく中で、労働力人口の減少に対応した事業の効率化やDX等への取組

みが一層推進されることが予測されます。また、物価の上昇に対応した十分な賃金の引き上げが行われないケースも多く想定され、勤労者の生活を支援する労働金庫の取組みが期待される状況にもあります。

このような状況下、日本労信協はDXの推進等による社会環境の変化に柔軟に対応し、勤労者の生活を支援する労働金庫の取組みを業態の系統保証機関として支えられるよう努めてまいります。

2023年度は第8期中期経営計画の最終年度となります。日本労信協は、「柔軟」「スピード」「チャレンジ」をキーワードとする第8期中期経営計画を2021年度にスタートさせ、社会環境が変化する中、その時々勤労者ニーズに合う保証制度を提供することを通じて、「信用保証事業を通じた共生社会の実現」「業態の系統保証機関としての更なる役割発揮」「持続可能な経営基盤の構築」の3つの基本戦略の実践に努めてまいりました。2023年度はこれまでの取組み内容を振り返るとともに、労働金庫のご意見を幅広く伺い、労働金庫協会・連合会と連携して、第9期中期経営計画を策定していきます。

本年も皆様に、日本労信協の業務内容や事業活動、および決算・業務推移などをご紹介しますための「Nihon Roshinkyo Disclosure 2023」を作成いたしました。この冊子により皆様の日本労信協に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

2023年7月

理事長 いさご 砂金良昭



概要

名 称	一般社団法人 日本労働者信用基金協会（日本労信協）
所 在 地	〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目4番14号 後楽森ビル
理 事 長	砂金 良昭（いさご よしあき）
設 立 年 月 日	1980年6月27日 *設立許可年月日 1980年8月25日 *一般社団法人移行認可年月日 2012年3月27日
準 拠 法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一般法人法）
基 本 財 産	1,284億円
社 員	13労働金庫・5労（勤）信協・労働金庫連合会
保証債務残高	14兆4,537億円（補助金付事業の実績を除く）
役 職 員 数	190名（含む嘱託・派遣職員）

2023年6月29日現在
※基本財産・保証債務残高は2023年3月31日現在



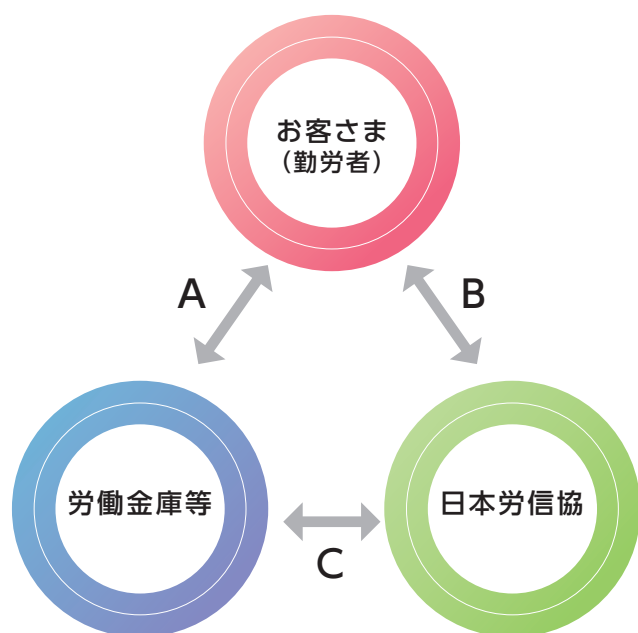
設立と役割

日本労信協は、1980年6月に全国の労働金庫や都道府県労（勤）信協等の出捐を得て旧民法第34条に基づく公益法人として設立された信用保証機関です。その後、公益法人制度改革に伴い、2012年4月に一般社団法人へ移行しました。

「公益性に根ざした信用保証事業を行い、働く人とその家族が安心して生活できる共生社会の実現に寄与する」という理念に基づき、日本労信協は、お客さまが労働金庫等から健康で文化的な生活を営むために必要な資金をお借り入れになる際に、お客さまの保証人となり、お客さまへの融資が円滑に進むよう力を尽くしています。

勤労者を取り巻く環境は絶えず変化しており、また、勤労者の金融ニーズも多様化しています。日本労信協は、こうした動きに機敏に対応し、信用保証事業を通じて勤労者の福祉向上に努めています。

融資契約と保証



A 融資契約 (お客さま⇄労働金庫等)

お客さまは、労働金庫等に融資のお申込みをします。労働金庫等は審査のうえ、お客さまと融資契約を結びます。

B 保証委託契約 (お客さま⇄日本労信協)

お客さまは、融資のお申込みと同時に労働金庫等を通じ、日本労信協へ保証のお申込みをします。

日本労信協は保証引受審査を行い、**A 融資契約**と同時に、保証委託契約を結びます。

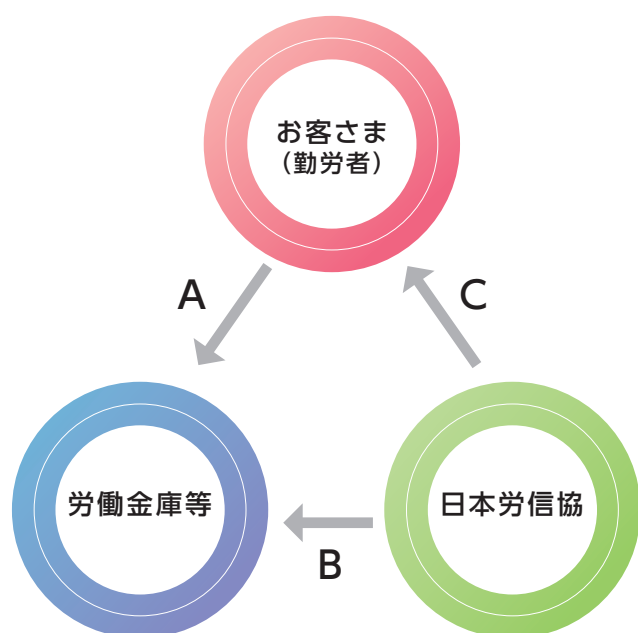
保証委託の内容や保証料の負担義務ならびに求償権の行使については、「保証委託約款」で約定しています。

C 保証契約 (労働金庫等⇄日本労信協)

労働金庫等と日本労信協との間の保証契約は、**A 融資契約**および**B 保証委託契約**の成立をもって発効します。

なお、労働金庫等と日本労信協は、包括的な「保証約定書」を取り交わしています。

代位弁済と求償権



A 返済不履行 (お客さま⇒労働金庫等)

B 代位弁済 (日本労信協⇒労働金庫等)

お客さまが返済不履行となった場合、日本労信協は、労働金庫等の請求により、お客さまに代わって融資残金を労働金庫等へ支払います。

C 求償権行使 (日本労信協⇒お客さま)

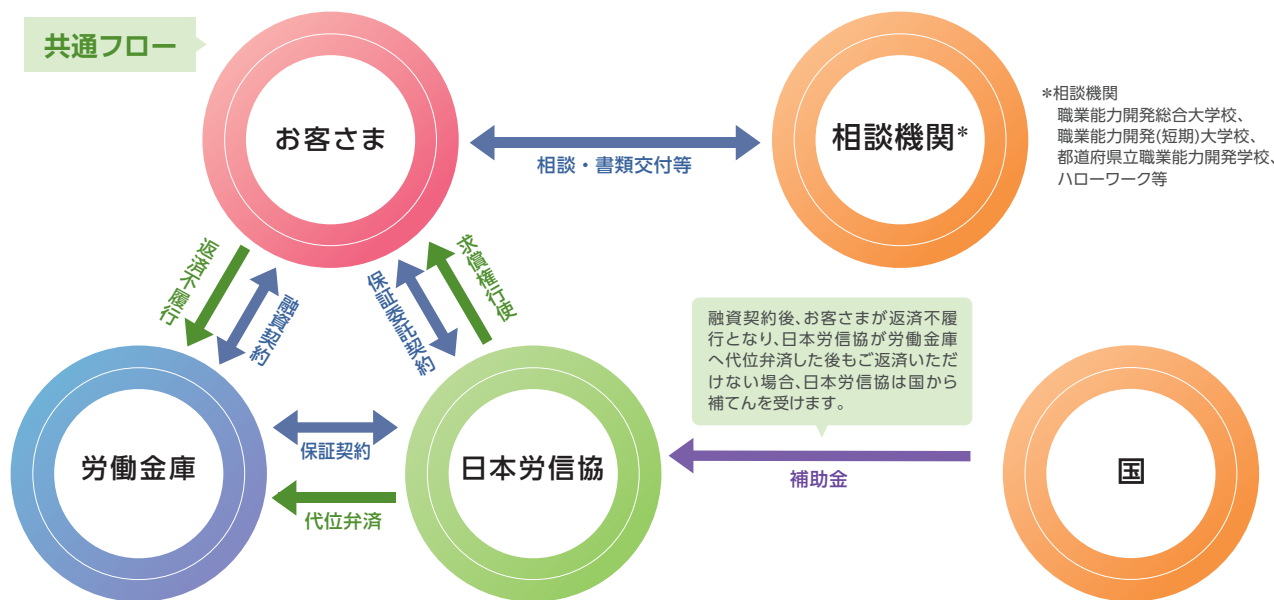
B 代位弁済によって日本労信協がお客さまに対する債権（求償権）を取得するため、お客さまは日本労信協に対してご返済いただくことになります。



国（厚生労働省）との提携事業

日本労信協では、「就職安定資金融資制度※」に係る保証をはじめとし、求職者の就職支援等を目的とした、国（厚生労働省）との提携事業を行っています。

※2008年12月から実施された国の緊急雇用対策の一つで、住居を失った勤労意欲のある勤労者を広く支援する制度です。ただし、本制度は、解雇・雇止めの減少や、代替制度の整備等により、2010年9月末をもって新規取扱を終了しています。



技能者育成資金融資制度

独立行政法人雇用・能力開発機構が取り扱っていた「技能者育成資金制度」(2010年度末廃止)の代替制度として2011年5月から実施されている制度です。

経済的な理由により、公共職業能力開発施設等の行う職業訓練を受けることが困難な訓練生で、厚生労働省制定の要領に定める資格要件を充たす方を融資の対象としています。

求職者支援資金融資制度

「訓練・生活支援資金融資制度」の後継事業として、2011年10月から実施されている制度です。

国の求職者支援制度による「職業訓練受講給付金」の支給対象となるお客さまで、本給付金では訓練期間中の生活費が不足する方等を融資の対象としています。

《 国との提携事業に係る保証実績 》

年度	件数 (件)	金額 (千円)	保証債務残高に 占める割合 [金額ベース] (%)	制度別実施期間				
				就職安定	訓練・ 生活支援	技能者育成	求職者支援	教育訓練・ 受講者支援
2008	5,877	2,668,354	0.032	2008.12 ~				
2009	16,067	8,792,484	0.100		2009.8 ~			
2010	34,563	9,187,932	0.087	2010.9 制度終了	2011.9 制度終了			
2011	42,864	9,987,953	0.092			2011.5 ~	2011.10 ~	
2012	32,566	6,876,830	0.063					
2013	23,646	5,315,495	0.048					
2014	17,798	4,353,425	0.039					2014.10 ~
2015	10,808	3,639,365	0.033					
2016	7,104	3,327,213	0.029					
2017	6,224	3,063,095	0.026					
2018	5,512	2,766,789	0.022					
2019	4,510	2,471,663	0.018					
2020	3,884	2,143,859	0.015					
2021	3,613	1,902,084	0.013					
2022	3,422	1,737,105	0.012					2019.6 制度終了

(表示桁数未満は切捨)

◎資金使途は、健康で文化的な生活を営むために必要な資金（生活資金・住宅資金）としています。
◎勤労者のライフプランに合わせた様々な保証制度を用意しています。

日本労信協の保証制度は以下のとおりです。

2023年4月現在

保証制度			組織※1 区分	保証限度額 (最高額)	保証期間 (最長)	保証料率			
						一括払	毎月払		
無担保	無担保一般	証書貸付・ 手形貸付	組織	1,000万円 (教育資金・ 住宅資金を 含む場合は 2,000万円)	10年 (教育資金は20年、 住宅資金は25年)	年0.70%			
			未組織			年1.20%			
		証書貸付	生協			—	年0.98%		
			組織			—	年0.88%		
			未組織			—	年1.38%		
			生協			—	年1.16%		
	無担保変動※2	証書貸付	組織	2,000万円	25年	—	信用リスク率 +年0.16%		
			未組織						
			生協						
	無担保新保証	証書貸付	組織	500万円	25年	—	年2.00%		
			未組織						
		カード ローン	生協	100万円	契約日より 1年ごとの更新				
			生協						
	マイプラン		組織	500万円	契約日より 1年ごとの更新	—	年0.80%		
			未組織	300万円		—	年1.20%		
			生協	500万円		—	年0.98%		
	目的別カードローン	カード ローン	組織	500万円	契約日より 1～3年ごとの更新	—	年0.70%		
			未組織			—	年1.20%		
			生協			—	年0.98%		
	教育ローン（カード型）		組織	2,000万円	20年 (貸越利用は最長7年)	—	年0.70%		
			未組織			—	年1.20%		
			生協			—	年0.98%		
	有担保	有担保一般	証書貸付・ 手形貸付	組織	1億円	40年	年0.08% または 年0.16%	年0.10% または 年0.19%	
				未組織					階層別保証料※3
生協									
根抵当ローン			組織	1億円	契約日より 5年ごとの更新 (個別貸付は40年)	年0.08%	年0.10%		
			未組織			階層別保証料※3			
			生協						
			生協						
有担保変動※2		証書貸付	組織	1億円	40年	—	信用リスク率 +年0.06%		
			未組織						
リバースモーゲージ ローン		証書貸付・ カードローン	組織	8,000万円	被保証人が お亡くなりになるまで	—	年0.55% または 年0.96%		
			未組織			—			
			生協						

- 上記保証限度額は、常用労働者かつ本人年収が150万円以上の勤労者を対象としています（雇用形態・本人年収によって異なります）。
○無担保保証制度全体（証書貸付・手形貸付・カードローン）の保証限度額は2,000万円（ただし、教育資金・住宅資金を含む場合）、有担保保証制度全体（証書貸付・手形貸付・カードローン）の保証限度額は1億円としています。
○負債整理資金融資制度の保証限度額は、無担保貸付1,000万円（未組織は500万円）、有担保貸付5,000万円、やむを得ず無担保貸付と有担保貸付を併用する場合は総額で5,000万円としています。
○このほか、国（厚生労働省）との提携事業（※P5参照）やNPO等非営利法人事業融資に対する保証も取り扱いしています。
○取り扱うローンの種類や保証限度額については、労働金庫により異なる場合があります。
※1 「組 織」… 労働金庫法第11条に規定する会員のうち、労働組合等の組合員またはこれに準ずる方。
「未組織」… 「組織」「生協」以外の方。
「生 協」… 労働金庫法第11条に規定する会員のうち、消費生活協同組合の組合員またはこれに準ずる方。
※2 無担保変動保証料制度および有担保変動保証料制度は、変動保証料制度を導入している労働金庫により、保証料率が異なります。
※3 有担保一般保証制度および根抵当ローン保証制度を利用する「未組織」の方については、お客さまの信用力に応じて、階層別に保証料率を適用しています。



第8期(2021～2023年度)主要計数計画

(単位：百万円、%)

	2021年度	2022年度	2023年度
新規保証引受金額	1,830,336	1,885,246	1,979,508
保証債務残高	13,897,957	14,177,306	14,448,092
決算保証料	22,983	23,019	23,470
代位弁済金額	22,432	22,208	21,986
代位弁済率	0.16	0.16	0.15
延滞率	0.10	0.10	0.10
回収金額	11,800	12,000	12,200
当期一般正味財産増減額	8,533	7,666	10,812

※諸比率の定義・表示方法はP31参照。



目次

概要／設立と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

第8期中期
経営計画の概要

トピックス

2022年度
事業報告2022年度
決算報告2023年度
事業計画

経営管理体制

内部管理体制

資料編

NEXT STEP

第8期中期経営計画の基本戦略

基本戦略1 信用保証事業を通じた共生社会の実現

- **多様化する勤労者ニーズにあわせた保証・サービスの提供**
 - ①労働金庫等との意見・情報交換を通じた勤労者ニーズの継続的な調査・研究
 - ②多様なライフスタイルにあわせた保証の提供
 - ③お客さまの利便性向上に資するサービスの提供
- **勤労者の経済的再生に向けた柔軟な対応**
 - ①お客さまの状況に寄り添った丁寧かつ柔軟な対応
 - ②災害復興に向けた継続的な支援
 - ③新型コロナウイルス感染症による影響を受けたお客さまの支援
- **SDGsをはじめとした社会的課題への取組みと社会貢献活動の推進**
 - ①中期経営計画を通じたSDGsへの貢献
 - ②国や自治体との提携融資の保証を通じた役割発揮
 - ③中央労福協・労働金庫業態との連携による労働者福祉運動への参画
 - ④CSR活動への積極的な取組み

基本戦略2 業態の系統保証機関としての更なる役割発揮

- **業態戦略に資する競争力と優位性のある保証制度の策定と改善**
 - ①労働金庫業態の事業計画と歩調をあわせた保証制度の構築
 - ②変動保証料制度の適正な運用
- **信用リスク管理の高度化による保証制度の適正化**
 - ①信用リスク計測水準の維持・向上
 - ②効率的な審査手法および信用リスク管理高度化の取組み
 - ③保証引受基準や保証料率の適正化
- **労働金庫の融資事務に資する施策の展開**
 - ①Web完結型保証審査の拡充等による労働金庫の融資事務堅硬化・効率化支援
 - ②効果・効率的なリスク分析環境の整備
 - ③労働金庫の融資審査・債権管理業務に役立つ情報提供

基本戦略3 持続可能な経営基盤の構築

- **新基幹システムの定着と安定稼働**
 - ①業務フローの最適化、機能の最大活用
 - ②安定稼働に向けた保守管理体制の構築
- **業務改革の推進**
 - ①デジタルシフトの対応および推進
 - ②業務改善による生産性の向上
- **安定的な新規保証引受と確実な求償権回収**
 - ①選択され、利用される保証制度の構築
 - ②求償権の内容分析による効果・効率的な回収
 - ③地域労(勤)信協からの円滑な事業譲受と新規保証引受
- **将来の日本労信協を担う人材の育成・確保とディーセント・ワークの実践**
 - ①人材戦略の確立と実践
 - ②労働金庫業態の方針に基づく日本労信協の組織風土の確立に向けた取組み
 - ③多様な働き方に向けた対応
- **優良保証機関としての健全性の確保**
 - ①安定した経営と効率的な事業運営
 - ②コンプライアンス経営の実践
 - ③内部管理態勢の強化



次なる飛躍に向けて

計画の位置づけ

第8期中期経営計画(2021～2023年度)は、新基幹システム稼働の初年度(2021年5月)であり、2030年に向けてSDGsや労働金庫業態が目指す“金融包摂”への取組みに、系統保証機関としてこれまで以上に役割発揮していくための基盤を改めて構築していく重要な3ヵ年となる。

第7期中期経営計画からの継続課題や新たな課題を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症の拡大によって社会情勢が一変するなど、従来以上に目まぐるしく変化する事業環境に対応するべく「柔軟」「スピード」「チャレンジ」をキーワードとして、新たな価値観を取り入れながら日本労信協の更なる役割発揮に向けた次なる第一歩となる中期経営計画とする。



日本労信協の理念の具現化

私たちは、働く人への融資が円滑に進むよう
力を尽くす信用保証機関です。

私たちは、公益性に根ざした信用保証事業を行い、
働く人とその家族が安心して生活できる
共生社会の実現に寄与します。

私たちは、事業目的達成のため、
役職員の自己研鑽と相互啓発に努めます。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**
への貢献

日本労信協におけるSDGsに関する取組み

日本労信協は、国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、労働金庫業態の“金融包摂”の取組みを系統保証機関として支援、推進してまいります。



テーマと主な取組み事例

関連するSDGs

！各種ローンの信用保証を通じて働く人の豊かな暮らしづくりを支援

- 教育機会の拡充への貢献
 - ・教育ローン、教育ローン（カード型）、求職者支援資金融資制度
- 健康、福祉の増進への貢献
 - ・福祉ローン、福祉教育ローン、福祉マイカーローン、妊活サポートローン
- 暮らしの安全への貢献
 - ・マイカーローン、住宅ローン、カードローン
- 災害復旧への貢献
 - ・災害救援ローン、災害救援住宅ローン
- 地球環境への貢献
 - ・エコカー、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）住宅購入への融資



！誰もが安心して働き暮らせる社会の実現

- 働く人の様々な生活資金ニーズへの対応
 - ・外国人、非正規労働者の生活を守るローン制度の取扱い
 - ・LGBT等の同性パートナーへの対応
 - ・生活困窮者・子ども支援などの社会課題に取り組むNPOへの支援・融資



！当協会内で実施している取組み

- 働きやすい職場環境の整備
 - ・育児・介護休職の充実
 - ・ボランティア休暇制度の導入
- 地球環境の保全
 - ・ペーパーレス会議、電子稟議によるペーパーレス化の推進
 - ・クールビズの実施、名刺に再生紙の使用





すべての職員が活躍できる職場作り

ワーク・ライフ・バランス 「仕事と生活の調和」の実現に向けて

次世代育成支援行動計画(第5期)・「女性活躍推進法」に基づく行動計画(第3期)

日本労信協では、2011年度より「次世代育成支援対策推進法」に基づいて、仕事と子育ての両立をはかるための雇用環境の整備や、子育てをしていない職員も含めた多様な労働条件の整備を進めるための「一般事業主行動計画」を策定・実施しています。これによって、東京労働局より、次世代の育成に積極的に取り組む企業として認定され、これまでに4回、次世代認定マーク(愛称:くるみん)を取得しました。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行に伴い、次世代育成支援対策推進法と一体とした行動計画を策定し、取組みを推進しています。



1.計画期間

2022年4月1日から2025年3月31日までの3年間

2.目 標

- (1)総労働時間削減に向けた環境づくりをおこなっていく。
- (2)「仕事と育児・介護の両立」に関する研修の受講率を男女ともに70%以上とする。

3.計画の公表

策定または変更した行動計画については、日本労信協のホームページや女性活躍・両立支援総合サイト(両立支援のひろば)へ掲載し公表しています。

<http://nihonroshinkyo.org/next.html>

「健康経営」推進に向けた取組み

日本労信協は、健康増進への取組みを経営上のコストではなく戦略的な“投資”と位置付け、「労働金庫健康経営宣言」に基づいて「日本労信協行動計画」を策定し、生産性向上や医療費負担の削減、さらに成長性ある企業として社会的価値の向上を目指す「健康経営」を推進しています。その結果として、経済産業省が創設した健康経営優良法人認定制度において、健康経営優良法人2023(大規模法人部門)の認定を受けました。



日本労信協行動計画(第3期行動計画 2022年4月1日～2025年3月31日)

- ①健康管理態勢の確立**
産業医、保健師、総括衛生管理者、健康管理担当者が連携する態勢を維持するとともに、法令で定められている保健衛生委員会等の役割を履行する。
- ②健康診断・事後措置の一体取組**
健康診断と事後措置を一体的に取り組むことにより、職員の疾病の早期発見と生活習慣病等の予防効果を高めていく。
- ③過重労働対策**
長時間労働による職員の健康障害を防止するため、時間外労働の削減および休暇取得を推進し、総労働時間削減を図る。
- ④メンタルヘルス対策**
ストレスチェック制度等を有効活用しながら日常的なケアを促進し、メンタルヘルス不調の未然防止に取り組む。
- ⑤受動喫煙対策**
喫煙対策を社会的責任と認識し、法令遵守、役職員の健康管理の観点から取り組む。
- ⑥健康経営優良法人の継続認定**
健康経営優良法人2022の認定を受け、引き続き継続認定を目指す。

2022年度はウクライナ情勢や急激な円安の進行による物価上昇が勤労者の生活に影響を及ぼす中での事業運営となりましたが、当協会は労働金庫との連携のもと、業態の系統保証機関としての役割発揮に向け、各種施策にはスピード感をもって取り組みました。

基本戦略 1 | 信用保証事業を通じた共生社会の実現

1. 多様化する勤労者ニーズにあわせた保証・サービスの提供

(1) 労働金庫等との意見・情報交換を通じた勤労者ニーズの継続的な調査・研究

- ①保証業務担当各級会議や訪問またはTV会議による個別金庫協議、中央労福協主催の諸会議等を通じて勤労者ニーズの把握に努めました。
- ②しんきん保証基金、全国農協保証センターと三団体連絡会議を開催し、同業他社の保証制度や市場動向に関する情報交換を行いました。

(2) 多様なライフスタイルにあわせた保証の提供

勤労者の生涯にわたる生活設計を支援するため、ノンリコース型リバースモーゲージの保証を開始しました。

(3) お客さまの利便性向上に資するサービスの提供

- ①2022年4月より3金庫（東海、静岡県、長野県）、2022年10月より2金庫（北海道、四国）にWeb完結型保証審査（無担保保証書貸付）を新規導入いただき、導入金庫が8金庫に拡大しました。また、お客さまの利便性向上を目的とする、RANSシステムの機能改善を行いました。
- ②RANSシステムにAIが算出した承認確率をもとに自動承認する機能を追加しました。また、AIの導入効果を確実に得られるようAI承認確率特例の制定等、保証制度の改定を行いました。2023年4月よりAIを用いたWeb完結型保証審査を開始します。
- ③求償権をご返済いただくお客さまの利便性向上のため、スマートフォンによる電子決済の導入準備を進めました。

2. 勤労者の経済的再生に向けた柔軟な対応

(1) お客さまの状況に寄り添った丁寧かつ柔軟な対応

- ①勤労者生活支援特別融資制度の保証を通じ、勤務先企業の事情により収入が減少した勤労者や離職者に対する支援を継続して行いました。
- ②求償権をご返済いただくお客さまの収支状況を丁寧に聴き取り、生活状況に応じた返済方法をご提案しました。また、担保物件の売却に係る債務関係人との折衝は、債務圧縮の効果の適切性を見極めたうえで進めました。

(2) 災害復興に向けた継続的な支援

- ①災害救援ローンの保証を通じ、自然災害にあわれたお客さまに対する支援を継続しました。
- ②求償権をご返済いただくお客さまが自然災害の影響により収入が減少した場合は、現況を丁寧に聴き取り、返済条件の変更や返済猶予等により柔軟に対応しました。

(3) 新型コロナウイルス感染症による影響を受けたお客さまの支援

- ①返済困難となったお客さまが自然災害ガイドラインの特則を利用された場合には、適切な事務手続きを行い、制度の趣旨に則って対応しました。
- ②求償権をご返済いただくお客さまが新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合は、現況を丁寧に聴き取り、返済条件の変更や返済猶予等により柔軟に対応しました。



3. SDGsをはじめとした社会的課題への取組みと社会貢献活動の推進

(1) 中期経営計画を通じたSDGsへの貢献

- ①日本労信協の理念の具体化に向けた、中期経営計画・事業計画の遂行により、SDGsの目指す「持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に貢献するよう努めました。
- ②第8期中期経営計画の実践が日本労信協の理念の具体化やSDGsの達成に貢献することをディスクロージャー誌に掲載し、労働金庫や関係団体等に配布するとともにホームページに掲載しました。

(2) 国や自治体との提携融資の保証を通じた役割発揮

国や自治体との提携融資に係る保証事務および各種申請手続き等について、保証条件や要領・要綱に則って対応しました。

(3) 中央労福協・労働金庫業態との連携による労働者福祉運動への参画

- ①中央労福協主催の会議等に参加し、奨学金問題等の労働者福祉運動に関する情報収集に努めました。
- ②労働者自主福祉運動の強化・発展のため、連合大学院をはじめとする教育文化協会の活動を寄付等を通じて支援しました。

(4) CSR活動への積極的な取組み

- ①中央機関合同の新入職員研修として、2022年度の新入職員および2年目の職員を「ろうきん森の学校」へ派遣し、豊かな森の再生等の環境問題に取り組む人材育成・環境教育を行いました。
- ②食のセーフティネットの役割を担うフードバンク団体に対して、古本の寄付等を通じた支援を行いました。

基本戦略 2 | 業態の系統保証機関としての更なる役割発揮

1. 業態戦略に資する競争力と優位性のある保証制度の策定と改善

(1) 労働金庫業態の事業計画と歩調をあわせた保証制度の構築

労働金庫協会・連合会との協議を適宜開催し、共通する課題については、方向性をあわせながら対応を進めました。

(2) 変動保証料制度の適正な運用

代位弁済率の上昇を抑制するための審査基準を追加した労働金庫に対して審査基準の緩和や引き締め案を提示するとともに、導入効果がより得られる時期等について金庫訪問やTV会議による意見交換を行いました。

2. 信用リスク管理の高度化による保証制度の適正化

(1) 信用リスク計測水準の維持・向上

労働金庫連合会と協働して初期与信モデル（有担保）のチューニングを実施しました。また、チューニングした初期与信モデル（有担保）を審査支援システムに実装した後の有担保ローンの信用リスクランク特例の取扱いを整理しました。

(2) 効率的な審査手法および信用リスク管理高度化の取組み

- ①RANSシステムにAI保証審査モデルによる自動承認機能を実装するとともに、自動承認を効率的に実施するための保証制度、業務運用の整理を行いました。また、2023年5月の本番適用に向けて個人情報情報の重複判定プログラムの改善を進めました。
- ②AI保証審査を労働金庫の融資業務に活用いただくためのシステム開発内容を整理するとともに、労働金庫がAI保証審査の利用を開始した後に利用いただく保証料制度の整理を行いました。

(3) 保証引受基準や保証料率の適正化

- ①マイプラン借換の制度化に伴い導入した保証料率の見直しルールを円滑に運用するため、過年度の実績による試算結果を報告しました。また、マイプランの代位弁済率を抑制するための審査基準検討ツールを労働金庫に提供しました。
- ②生協組合員向け保証料率の見直し期日に向けて、生協組合員の融資の状況や代位弁済率の推移等を労働金庫に報告しました。

3. 労働金庫の融資事務に資する施策の展開**(1) Web完結型保証審査の拡充等による労働金庫の融資事務堅確化・効率化支援**

- ①RANSシステム導入金庫からの改善要望をもとに、顧客利便性や審査事務効率化につながる課題を整理し、機能改善を行いました。
- ②労働金庫への業務委託先調査等において、2021年度に実施した代位弁済申請手続きの省力化・簡素化による負担軽減効果を調査するとともに、次年度以降の改善要望を伺いました。

(2) 効果・効率的なリスク分析環境の整備

- ①初期与信モデルのモニタリング結果に加え、代位弁済の傾向分析資料を労働金庫に提供しました。
- ②データ分析ツール（Qlik Sense）を労働金庫に活用いただくため、保証業務担当実務者会議でマイプランの審査基準検討ツールの取扱方法を説明したほか、労働金庫からの要請を受けて審査基準の検討作業を支援しました。
- ③基幹システムの稼働に併せて審査支援システムの情報と口座元帳の情報を一元的に管理することとし、信用リスクランク特例の取扱状況に係る労働金庫の報告業務を軽減しました。

(3) 労働金庫の融資審査・債権管理業務に役立つ情報提供

- ①保証業務担当各級会議にて、Web完結型保証審査における労働金庫毎の申込傾向や近年の代位弁済や求償権回収の情報を提供しました。また、ご要請いただいた労働金庫の研修会に講師を派遣し、代位弁済事例にみる審査上の留意点等を説明しました。
- ②新型コロナウイルス感染症の状況を考慮して、労働金庫への業務委託先調査はリモートまたは書面での実施とし、個人情報の管理状況の把握や債権管理に関する課題を共有化しました。

基本戦略 3 | 持続可能な経営基盤の構築**1. 新基幹システムの定着と安定稼働****(1) 業務フローの最適化、機能の最大活用**

- ①業務効率、事務品質の向上を目的とするシステム改善課題を集約し、基幹システムの改修を行いました。
- ②基幹システムを効率的に活用できるようマニュアル等の見直しを行いました。また、基幹システムで統合したデータベースを有効活用できるようBIツールに関する情報発信を定期的に行い、職員のデータ抽出スキルの向上を図りました。

(2) 安定稼働に向けた保守管理体制の構築

システムの停止等の障害によりお客さまや労働金庫に影響を及ぼすことがないように、開発ベンダーと連携しシステムの安定稼働に努めました。また、障害が発生した場合は、速やかに原因および影響範囲を調査し、お客さまへの影響を最小限とするよう努めました。



2. 業務改革の推進

(1) デジタルシフトの対応および推進

- ① RANSシステムにAI保証審査モデルによる自動承認機能を実装するとともに、自動承認を効率的に実施するための保証制度および業務フローの整理を行いました。また、RPAの活用により新潟労信協からの事業譲受に係るデータ移行を正確かつ効率的に行いました。
- ② 各種レポートやセミナー等を通じてITの活用方法や最新の動向に関する情報を収集しました。

(2) 業務改善による生産性の向上

職員がより自由に提案できるよう業務改善提案制度を見直すとともに表彰対象となった改善提案を着実に実践する仕組みとすることで、業務改善意識の醸成に努めました。また、継続的な改善活動により事務品質の向上やコスト削減を進めました。

3. 安定的な新規保証引受と確実な求償権回収

(1) 選択され、利用される保証制度の構築

- ① 保証業務担当各級会議の労働金庫の意見を踏まえ、AI保証審査による自動承認導入後の保証料制度を整理しました。また、AI保証審査による業務の効率化を推進するためAI承認確率特例を新設しました。
- ② RANSシステム導入金庫からの改善要望等をもとに、顧客利便性や審査事務効率化に資する課題を整理のうえ機能改善を行いました。また、導入金庫の拡大に向けて、保証業務担当各級会議で運用状況とシステム改修項目を報告しました。
- ③ 最終弁済時年齢の引き上げに関する労働金庫の要請を受けて労働金庫連合会と検討を進めました。

(2) 求償権の内容分析による効果・効率的な回収

- ① 求償権の内容に応じた回収方針を策定し、回収方針に沿った督促を行いました。また、償却求償権について、サービスへの売却の進め方や最新の動向を収集し、検討を進めました。
- ② 地域駐在嘱託職員制度は外部委託に切り替えることとし、2027年3月に廃止することとしました。

(3) 地域労(勤)信協からの円滑な事業譲受と新規保証引受

- ① 新潟労信協からの事業譲受に関する諸課題を整理のうえ、保証債務の引受けおよび求償権の譲受を計画通り行い、事業譲受を完了しました。
- ② 北陸労働金庫および北陸3労(勤)信協と事業譲受に関する方向性を確認し、基本合意書を締結しました。また、監査法人による財務デューデリジェンスを実施し、現状の共有等を行いました。

4. 将来の日本労信協を担う人材の育成・確保とディーセント・ワークの実践

(1) 人材戦略の確立と実践

- ① 教育研修計画に基づく各種プログラムのほか、ジョブローテーションや金庫出向を通じて人材育成を進めました。
- ② 専門能力の向上を目的に策定した「基準表」を人事評価の目標設定に活用しました。
- ③ 適正な組織体制を構築するため、中央機関3団体合同で採用活動を行いました。

(2) 労働金庫業態の方針に基づく日本労信協の組織風土の確立に向けた取組み

- ① 職員が当協会で働くことの意義を再確認し、やりがいをもって働けるよう定期的に役員講話を開催するとともに、部室長が業務情報の発信を行いました。
- ② 「次世代育成支援対策推進法」および「女性活躍推進法」に基づく行動計画（2022～2024年度）により、ノー残業デーや年休取得強化月間等を実施し、総労働時間の削減に取り組みました。これにより、次世代の育成に積極的に取り組む企業として「くるみんマーク」（2022年認定）を取得しました。また、優良な健康経営を実践している法人として「健康経営優良法人2023」に認定されました。
- ③ 障がい者が安心して働ける職場環境の整備のため、定期的にヒアリングを行いました。

(3) 多様な働き方に向けた対応

- ①定年延長に向けて、中央機関3団体で定年延長検討プロジェクトを設置し、定年延長の基本コンセプトの作成に着手しました。また、高年齢者雇用安定法の改正を踏まえ、新たに66歳から70歳までの継続雇用制度を整備しました。
- ②新型コロナウイルス感染症の状況に応じて会議の開催方式やリモートワークの実施頻度を見直し、生産性の維持と職員の感染防止に努めました。

5. 優良保証機関としての健全性の確保**(1) 安定した経営と効率的な事業運営**

- ①環境の変化に適応し2023年度事業計画を遂行するため、企画部門の統合、保証審査部門の統合、人材育成部門の設置等を内容とする組織機構の見直しを行いました。
- ②新型コロナウイルス感染症に係る対策会議を適宜開催し、役職員の安全確保に向けた感染拡大防止策を講じました。各種施策の実施により感染リスクを低減しながら事業を継続しました。また、安否確認訓練を実施し、自然災害等の発生時においても必要な連絡がとれるよう準備しました。
- ③事業計画に沿った予算を策定し、適切な執行管理を行いました。
- ④被監査部署のリスクアセスメントを踏まえて重点監査項目を設定し監査を行いました。また、監査において発見された改善事項については、被監査部署の改善施策をフォローアップし、着実な改善を進めました。
- ⑤労働金庫会館は現労働金庫会館敷地での建て替えを行うこととなり、中央機関3団体の拠点集約が見送られたことから、当協会の事務所の移転は行わないこととしました。
- ⑥地域駐在嘱託職員制度の廃止を受けて西日本事務所は2024年3月に閉所することとしました。
- ⑦保守期限が到来するハードウェア・ソフトウェアについてリプレースやバージョンアップを進めました。また、2024年度以降に保守期限を迎える主要システムの対応方法について検討を開始しました。

(2) コンプライアンス経営の実践

- ①「2022年度コンプライアンス・プログラム」に基づき、健全な組織風土および職場環境の実現に向けた各種施策を実施しました。
- ②「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、求償権等のスクリーニングや預金保険機構による特定回収困難債権買取制度案件に係る月次点検を実施したほか、暴力団追放運動推進都民センター主催のセミナーへの参加等により情報収集を行い、反社会的勢力との関係遮断に継続して努めました。

(3) 内部管理態勢の強化

- ①「内部統制システムに関する基本方針」に基づき策定した「2022年度内部統制システム実施計画」に沿って、内部統制システムを適切に運用しました。
- ②各種リスクに配賦したリスク資本および設定したリスクリミットに基づき、継続的なモニタリングと評価を実施し、リスク管理統括会議等で共有しました。
- ③事務の堅確化に向けて、自己の責任意識の醸成や相互牽制機能の発揮に努めたほか、事務過誤等発生時には、再発防止策を策定し、業務遂行態勢を改善しました。
- ④IT統制アクションプランの実行状況をモニタリングし、システム開発内容やプロセスの適切性の評価を行いました。また、IT統制の方法を見直し、CIOが直接統制する範囲を明確化するとともにシステム開発計画の策定手順を改め、IT統制の実効性を改善しました。



経常増減の部

1

経常収益は269億38百万円となり、前年度より5億36百万円増加しました。増加の主な要因は、保証料が2億12百万円、受取損害金が2億82百万円増加したことにあります。

経常費用は167億36百万円となり、前年度より1億91百万円増加しました。増加の主な要因は、債務保証損失引当金繰入額が1億96百万円、保全管理費が4億44百万円減少した一方、貸倒引当金繰入額が6億89百万円増加したことにあります。

当期経常増減額は102億1百万円となり、前年度より3億44百万円増加しました。

経常外増減の部

2

新潟労信協からの事業譲受による保証債務承継一時金13億49百万円により、当期経常外増減額は13億49百万円となりました。

当期一般正味財産増減額

3

当期一般正味財産増減額は115億51百万円となり、前年度より17億14百万円増加しました。



基本戦略 1 | 信用保証事業を通じた共生社会の実現

1. 多様化する勤労者ニーズにあわせた保証・サービスの提供

(1) 労働金庫等との意見・情報交換を通じた勤労者ニーズの継続的な調査・研究

- ①労働金庫との意見交換を通じて勤労者ニーズの把握に努め、保証制度の改善につなげます。
- ②中央労福協主催の諸会議等を通じて共生社会の実現に向けた労働団体や事業団体の取組みを把握するとともに、連合や中央労福協との情報交換を行います。
- ③しんさん保証基金や全国農協保証センター等との交流を通じて、市場動向や同業他社の保証施策を把握します。

(2) 多様なライフスタイルにあわせた保証の提供

- ①勤労者の多様化するライフスタイルに寄り添い、幅広くご利用いただける保証を提供します。
- ②最終弁済時年齢の引き上げにより円滑な新規保証引受と約定変更に対応します。また、保証期間の延長についても労働金庫協会・連合会と検討を進めます。

(3) お客さまの利便性向上に資するサービスの提供

- ①AI保証審査の導入によりRANSシステム（Web完結型保証審査システム）でお申込みをされたお客さまへの審査結果回答を迅速化します。
- ②お客さまの利便性向上のため、スマートフォンによる電子決済等、求償権の入金チャネルを拡大します。

2. 勤労者の経済的再生に向けた柔軟な対応

(1) お客さまの状況に寄り添った丁寧かつ柔軟な対応

- ①勤労者生活支援特別融資制度等の保証を通じて、収入が減少した勤労者や離職者を支援します。
- ②当協会へご返済いただくお客さまに対し、収支状況等を聴き取ったうえで、生活状況に応じた弁済方法を提案します。また、担保物件の売却に係る関係者との折衝は、債務圧縮の適切性を見極めたうえで進めます。

(2) 災害復興に向けた継続的な支援

- ①自然災害発生時には、災害救援ローンの保証を通じて被災されたお客さまを継続的に支援します。
- ②自然災害の影響により返済困難となったお客さまが自然災害ガイドラインを利用された場合には、労働金庫・弁護士等と連携して適切な事務手続きを行い、制度の趣旨に則って対応します。

(3) 新型コロナウイルス感染症による影響を受けたお客さまの支援

新型コロナウイルス感染症の影響により返済困難となったお客さまが自然災害ガイドラインの特則を利用された場合には、労働金庫・弁護士等と連携して適切な事務手続きを行い、制度の趣旨に則って対応します。

3. SDGsをはじめとした社会的課題への取組みと社会貢献活動の推進

(1) 中期経営計画を通じたSDGsへの貢献

- ①日本労信協の理念の具現化に向けた中期経営計画・事業計画の遂行により、SDGsの目指す「持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に貢献します。
- ②ディスクロージャー誌やホームページを通じて、日本労信協の信用保証事業とSDGsの関連性を明示するとともに、信用保証事業を通じてSDGsの達成に貢献できるよう保証制度の整備を進めます。

(2) 国や自治体との提携融資の保証を通じた役割発揮

- ①国や自治体との提携融資に係る保証事務および各種申請手続き等について、保証条件や要領・要綱に則って適切に対応します。
- ②労働金庫業態の系統保証機関として、国や自治体からの要請事項について、労働金庫協会・連合会、労働金庫と連携して対応します。



(3) 中央労福協・労働金庫業態との連携による労働者福祉運動への参画

- ①労働金庫業態と連携し、中央労福協主催の諸会議やイベント、各種取組みに積極的に参加し、労働者福祉運動の更なる発展に寄与します。
- ②労働者自主福祉運動の強化・発展のため、連合大学院をはじめとする教育文化協会の活動を支援します。

(4) CSR活動への積極的な取組み

- ①「ろうきん森の学校」へ職員を派遣し、豊かな森の再生等の環境問題に取り組む人材育成・環境教育を行います。
- ②食のセーフティネットの役割を担うフードバンク団体等の支援等を通じたCSR活動に取り組めます。

基本戦略 2 | 業態の系統保証機関としての更なる役割発揮

1. 業態戦略に資する競争力と優位性のある保証制度の策定と改善

(1) 労働金庫業態の事業計画と歩調をあわせた保証制度の構築

- ①各種会議や金庫訪問等を通じて労働金庫協会・連合会、労働金庫と意見交換を積極的に行い、当協会の保証制度では対抗が難しい他金融機関の商品制度がある場合は、競合できるよう保証制度の見直しを進めます。
- ②労働金庫協会・連合会との連携のもと、効率的な業務およびシステムを労働金庫に提供するように努めます。

(2) 変動保証料制度の適正な運用

- ①労働金庫が追加した審査基準の内容や導入効果の情報共有等を通じて、労働金庫の信用リスク管理および変動保証料制度の適切な運用を支援します。
- ②変動保証料制度の適用保証料率に影響を与えることが見込まれる自治体提携融資について、変動保証料制度から切り離して取り扱うことが可能な仕組みを検討します。

2. 信用リスク管理の高度化による保証制度の適正化

(1) 信用リスク計測水準の維持・向上

2022年度に再構築した初期与信モデル（有担保）の2024年度以降の実装を支援するとともに、信用リスクランク特例等の関連課題を整理します。

(2) 効率的な審査手法および信用リスク管理高度化の取組み

- ①AI保証審査を労働金庫に有効活用いただけるよう、適宜、保証制度を見直します。
- ②AI保証審査の導入によりWeb完結型保証審査を効率化するとともに、労働金庫にAI保証審査モデルを円滑に活用いただけるようAI保証審査に係る業務フローを確立します。
- ③労働金庫の有担保仮申込に係る業務負担を軽減できるよう、有担保仮申込を対象とするAI保証審査モデルの構築を進めます。
- ④2022年度に再構築した初期与信モデル（有担保）の2024年度以降の実装を見据えた信用リスク管理の高度化を進めます。

(3) 保証引受基準や保証料率の適正化

- ①2025年4月の生協組合員向け保証料率の見直しに向けて、生協組合員向け融資の状況を継続して把握します。
- ②2025年10月のマイプランの保証料率の見直しに向けて、代位弁済率の状況等を継続して把握します。

3. 労働金庫の融資事務に資する施策の展開

(1) Web完結型保証審査の拡充等による労働金庫の融資事務堅確化・効率化支援

- ①労働金庫による受付システムの利用状況や他金融機関の動向を踏まえ、Web完結型保証審査に関するサービス提供の方向性やシステム改修方針を整理します。
- ②RANSシステムの機能改善に向けて労働金庫のニーズを継続的に把握します。
- ③Web完結型保証審査に関するサービス提供の方向性を踏まえてeKYC（オンラインで行う本人確認）や教育ローン（カード型）等に対応できるよう準備を進めます。
- ④保証引受から代位弁済までの事務手続きの簡素化を継続して検討します。

(2) 効果・効率的なリスク分析環境の整備

- ①データ分析ツール（Qlik Sense）を労働金庫の信用リスク分析等に活用いただけるよう、保証業務担当実務者会議や個別金庫訪問等を通じて操作方法等の支援を行います。
- ②労働金庫の信用リスク管理に活用いただけるよう、保証債務のデフォルト傾向や求償権の回収状況等の分析結果を労働金庫に提供します。

(3) 労働金庫の融資審査・債権管理業務に役立つ情報提供

研修会や各種会議を通じて融資審査、途上管理および債権回収に役立つ情報を労働金庫に提供します。

基本戦略 3 | 持続可能な経営基盤の構築

1. 新基幹システムの定着と安定稼働**(1) 業務フローの最適化、機能の最大活用**

- ①基幹システムを活用した事務の効率化および堅確化に継続して取り組みます。
- ②架電の自動化による求償権回収業務の効率化を進めます。

(2) 安定稼働に向けた保守管理体制の構築

- ①基幹システムおよび各種システムの保守委託先と連携し、システムの安定稼働に努めます。
- ②障害の発生を抑制するためのシステム構成等を検討するほか、SLA（サービスの品質に関する合意）の見直しや管理手法の見直し等を通じて堅牢で効率的な保守管理体制の構築を進めます。あわせて、障害発生時を想定した訓練を定期的実施します。
- ③障害発生時は速やかに関係先に情報伝達を行うとともに早急に原因調査および復旧を行います。

2. 業務改革の推進**(1) デジタルシフトの対応および推進**

- ①労働金庫が融資時の契約書類の電子化を推進することを受けて、電子契約書を管理するシステムを導入します。
- ②他金融機関のDX推進状況等、IT関連の最新情報を収集し、当協会の業務に活用可能なデジタル技術を積極的に取り入れます。
- ③2030年度のオール・ワンシステムの更改に向け、中長期的なシステム開発計画の策定に着手します。

(2) 業務改善による生産性の向上

- ①業務改善提案制度による着実な改善の積み重ねにより、職員の業務改善意識の醸成につなげます。
- ②継続的な改善活動により、作業の効率化、コスト削減および業務品質の向上を図ります。

3. 安定的な新規保証引受と確実な求償権回収**(1) 選択され、利用される保証制度の構築**

労働金庫と他金融機関との競合上の課題を把握し、他金融機関と競合できるよう保証引受基準や保証料率を見直します。

(2) 求償権の内容分析による効果・効率的な回収

- ①求償権ごとに回収方針を策定し、効果・効率的な回収を行います。
- ②現在行っている求償権回収業務のサービサーへの委託に加え、求償権のサービサーへの売却や、関連業務の外部委託等による求償権回収業務の効率化を検討します。

(3) 地域労(勤)信協からの円滑な事業譲受と新規保証引受

北陸労金および北陸3労(勤)信協と連携し、北陸3労(勤)信協からの事業譲受を着実に進めます。



4. 将来の日本労信協を担う人材の育成・確保とディーセント・ワークの実践

(1) 人材戦略の確立と実践

- ①新たに人材育成の専担部署を置き、計画的な人材育成を推進するとともに、計画的なジョブローテーションにより多面的な業務知識を持つ職員を育成します。
- ②職員に求められる知識や技術を明確化した「基準表」の運用を定着させるとともに、教育研修やOJTにより人材育成を行います。
- ③労働金庫の業務内容の理解を深めるため、労働金庫との人事交流を進めます。

(2) 労働金庫業態の方針に基づく日本労信協の組織風土の確立に向けた取組み

- ①働きやすい職場づくりに向けてコミュニケーションを活性化させるための施策を検討します。
- ②ハラスメント根絶に向けて、職場環境の実態把握および研修等による改善を継続し、組織の健全な発展に向けた取組みを進めます。
- ③労働金庫健康経営宣言に基づき、職員が健康で安心して働き続けることができる職場環境となるよう、過重労働対策や仕事と育児・介護・治療の両立支援に取り組みます。
- ④障がい者が積極的に能力を発揮し、安心して働ける職場環境づくりに努めます。

(3) 多様な働き方に向けた対応

- ①労働金庫協会・連合会と連携し、定年延長の移行方法や人事賃金制度のあり方の検討を進めます。
- ②多様な働き方について労働金庫協会・連合会と連携し検討を進めます。

5. 優良保証機関としての健全性の確保

(1) 安定した経営と効率的な事業運営

- ①緊密な連携が求められる企画部門を統合し、経営諸施策と保証制度の連動性を高めるとともに安定した経営に努めます。
- ②新たに経営管理の専担部署を置き、各種施策に想定されるリスクや影響度を計測する機能を強化するとともに経営分析機能を充実させ、深度ある政策展開につなげます。
- ③予算の策定および執行においてはコスト削減意識を持ち、効率的な事業運営を行います。また、重要な課題や新しい技術の導入に対しては積極的な投資を行います。
- ④システムの安定稼働のため、各種システムの保守期限到来にあわせて機器更改等を実施します。
- ⑤大規模自然災害や大規模システム障害等の発生時においても事業継続が可能となるようBCP態勢を確立するとともに、定期的な訓練を行い実行性を確保します。
- ⑥外部機関による監査評価を踏まえ、監査品質の向上に努めます。
- ⑦Web完結型保証審査と事前申請の対応部署を統合し、業務の堅確化・効率化を進めます。
- ⑧外部委託可能な業務の変化やリモート環境の整備状況を踏まえて2024年3月31日をもって西日本事務所を閉所することとし、閉所に向けた課題の整理を関係金庫のご協力のもと、適切に進めます。

(2) コンプライアンス経営の実践

- ①不祥事・ハラスメントを発生させない健全な職場環境の実現のため、コンプライアンス・プログラムに取り組み、全役職員のコンプライアンス意識の更なる醸成に努めます。
- ②「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力排除および不当要求防止に向けた態勢を確保します。また、定期的なスクリーニングの実施により、反社会的勢力との関係を遮断します。

(3) 内部管理態勢の強化

- ①「内部統制システムに関する基本方針」に基づき内部統制システムを適切に運用し、内部管理態勢の強化につなげます。
- ②各種リスクを継続的にモニタリングするとともに、信用リスク計測の精緻化を進め、適切に保証引受リスクを管理します。
- ③RSAの取組みを定着させることにより業務の堅確化を進めます。
- ④IT統制アクションプランに基づきシステム開発、IT人材の育成、IT統制態勢の整備を進めるとともに実行状況を適切に管理します。

主要計数

(単位：百万円)

項 目		計 画 値	
		無 担 保	有 担 保
新規保証引受金額	1,803,703	410,098	1,393,605
保証債務残高	14,761,010	1,420,108	13,340,902
決算保証料	23,390	7,226	16,164
代位弁済金額	23,845	8,100	15,745
回収金額	12,500	2,100	10,400

諸比率

(単位：%)

項 目	計 画 値
延滞率	0.09





flexible, speed, challenge



NihonRoshinkyo
Disclosure 2023



ごあいさつ

概要／設立と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

第8期中期
経営計画の概要

トピックス

2022年度
事業報告

2022年度
決算報告

2023年度
事業計画

経営管理体制

内部管理能力

資料編

日本労信協は、経営の健全性・適切性を確保するため、定款・業務方法書のほか諸規程等に則り、以下のとおり経営管理体制を構築しています。

理事会

日本労信協の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、および代表理事・業務執行理事の選定・解職を行う機関です。3か月に1回以上開催するほか、必要に応じて開催します。15名の理事により構成されており、理事については、社員のほか、経営に関する客観的かつ専門的な助言・提言をいただくために、学識経験者等も含めることとしています。

常任理事会

日本労信協の業務運営に関する重要事項および理事会決議事項の執行に係る所要事項について、協議のうえ決議する機関です。代表理事および業務執行理事により構成されており、毎月1回以上定例開催するほか、必要に応じて開催します。

各種委員会

経営の適切性を高めることを目的として、定款第37条に拠り、各種委員会を設置しています。委員会への諮問事項は、理事会において決定し、委員長が委員会における審議結果をとりまとめたうえ、理事会に答申を行います。

(1) 経営政策委員会

事業計画の重点課題等を遂行していくため、またガバナンスの実効性確保のため、具体策等について審議します。

(2) 役員選考委員会

日本労信協の役員候補者の選考について審議します。

(3) 理事懲罰委員会

理事服務懲罰規程に基づき、専門的・多角的な観点から内容を審議するとともに、懲罰の種類等を審議します。

(4) 役員報酬委員会

日本労信協の役員報酬について審議します。

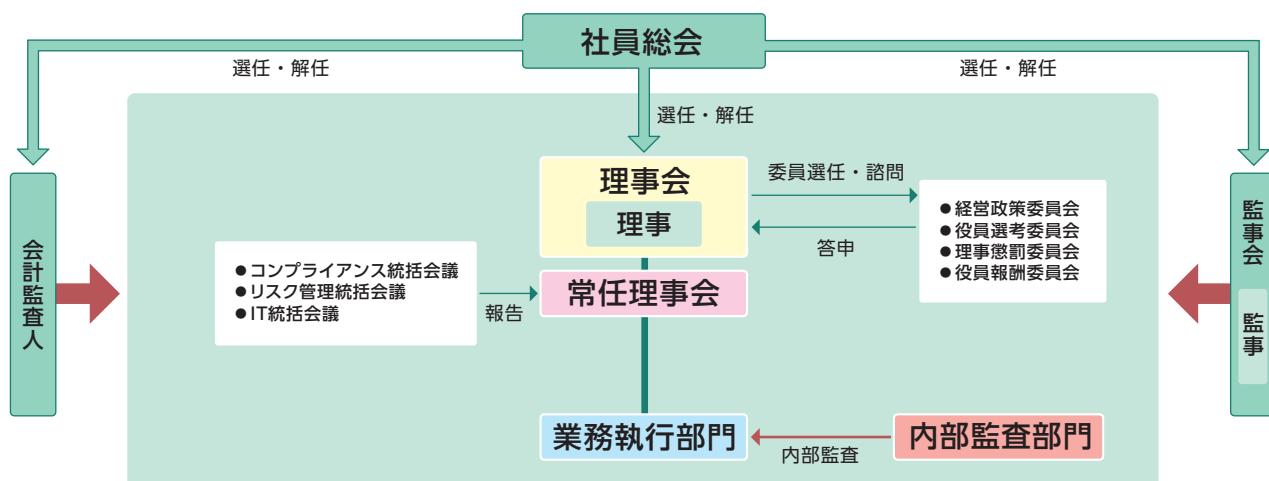
監事会

3名の監事（1名が常勤監事）により構成されており、協議のうえ監査方針、監査計画、監査の方法、監事業務の分担、監査報告、その他監査に関する重要事項の策定を行います。

ただし、監事会は各監事の権限を妨げることはできません。

※その他、統括会議等の設置により、経営管理の強化・充実を図っています。

経営管理体制図



統合的リスク管理態勢

日本労信協は、業務運営に伴って発生する多様なリスクに対応するため、統合的リスク管理態勢の基本事項を「統合的リスク管理方針」等に定めています。これらに基づき、各種リスクの所在・管理方針を明確化し、安定した経営と健全性および相互牽制が機能する体制の確保に努めながら、さらに実効的な統合的リスク管理態勢を構築していきます。

各種リスクへの取組み

1. 保証引受リスク

信用リスク（非予想損失）と信用コスト（予想損失）を計測し、デフォルト傾向を分析することにより、適切な保証引受リスクの管理を行います。

2. 資産運用リスク

日本労信協の資金を安全かつ効率的に運用するために、運用基準を定め、金融市場の動向や資金繰りの状況等を常に見極め、適切な資産運用リスク管理を行います。

3. オペレーショナルリスク

各リスクから発生する損失事象等をオペレーショナルリスクとして一元的に管理します。

①事務リスク

職員の不正確な事務処理、あるいは事故・不正等により発生する事務リスクを未然に防止するため、管理態勢の構築、事務手続き等の整備および相互牽制機能を確立し、適切な事務リスク管理を行います。

②システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等のシステム不備やコンピュータの不正使用について、安全対策基準、内部管理規程、手続等の遵守および相互牽制態勢の確立により、トラブルの発生を未然に防止し、適切なシステムリスク管理を行います。

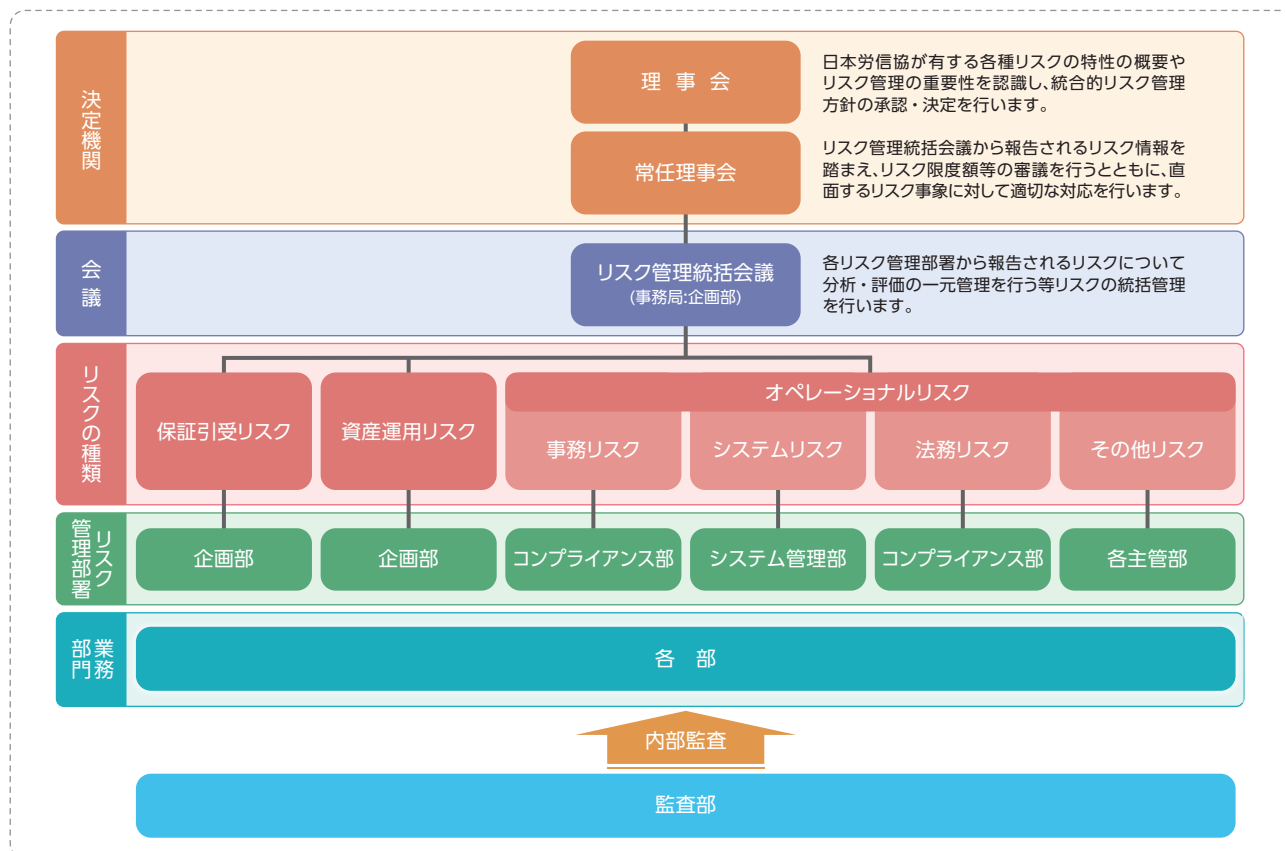
③法務リスク

法令等を逸脱した行為により、訴訟等による金銭的な損失が発生したり、あるいは社会的評価を損なう等の法務リスクを未然に防ぐために、倫理法令等遵守に係る規程・ルール of 整備、および研修等の実施により法務リスク管理を行います。

④その他リスク

人的リスク・有形資産リスク・風評リスク等について、リスクが顕在化した際に影響を最小限に抑えられるよう規程・ルール of 整備、および研修等の実施によりその他リスク管理を行います。

リスク管理体制図



内部統制システム

日本労信協は、一般法人法第90条第4項第5号に規定する「業務の適正を確保するための体制整備」への対応として、理事会において「内部統制システムに関する基本方針」を定め、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めています。

内部統制システムに関する基本方針

I 内部統制システムの整備・運用に関する基本的な考え方

一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条4項第5号および一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第14条に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し、事務の効率性・有効性を高めていく。

II 内部統制に関する体制の整備

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 公益性に根ざした信用保証事業を行う日本労信協は、より高いレベルのコンプライアンスが求められていることから、理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取り組むとしたコンプライアンス・ポリシーを実践するとともに、全ての役職員の意識と行動の指針として役職員行動規範を定め、これらを周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。
また、横断的組織としてコンプライアンス統括会議を設置し、コンプライアンス全般の状況把握と総合的な検討・評価を行うことでコンプライアンス態勢の実効性確保に努め、進捗状況等の事項について理事会に報告する。
- (2) 理事会は、理事会規程を定め、3か月に1回以上開催するほか必要に応じて随時開催して、理事が迅速に各種リスク管理の意思決定を行える体制を整え、理事間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監視する。
- (3) 理事は、日本労信協における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに代表理事および監事に報告する。
- (4) 監事は、理事会へ出席するほか、監事監査基準に基づき適時に監査することにより理事の職務執行状況をチェックし、法令もしくは定款違反のおそれまたは著しく不当な事案等が生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに理事または理事会に対し法令、定款および社会規範等の遵守に向けて助言または是正勧告することとする。
- (5) 日本労信協は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引をはじめ一切の関係を遮断するとともに、不当要求等があった場合は、必要に応じて外部の専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。

2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る情報（社員総会・理事会・常任理事会・各種委員会議事録、稟議書等）については、社員総会規程、理事会規程、常任理事会規程、委員会規程または文書取扱規程等に基づき作成する。記録文書は、文書および電磁的記録の保存取扱規程に基づき、文書種類ごとに、定められた期間にわたり適時適切に保存・管理し、必要に応じて正当な権限を有する者が閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 代表理事および業務執行理事（以下「代表理事等」という。）の業務執行については、理事会において、「代表理事等の業務執行状況報告」により報告する。
- (3) 個人情報等に関しては、プライバシーポリシーおよび情報セキュリティポリシー等を定め、専務理事を統括責任者とし適切な管理体制を整備し、情報漏えいの防止等を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクに関するリスク管理体制の基礎として、統一的リスク管理方針および統一的リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理部署を明確にする。また、リスクのモニタリングとコントロール機能発揮のため、「リスク管理統括会議」等を設置し、審議内容を理事会等に報告するなど同規程に従ったリスク管理体制を構築するとともに、ディスクロージャー誌等によりこれを開示する。
- (2) 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの有効性評価を継続的に実施する。
- (3) 自然災害等の不測の事態が発生した場合の対応としては、事業継続計画等に基づき、理事長を緊急対策本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、日本労信協における役職員の生命・資産・管理情報等の損失を最小限に止める体制を整えるものとする。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営に係る重要な政策等については、常任理事会において議論を経て、執行決定を行う。
- (2) 理事会の決定に基づく業務執行が有効かつ効率的に行われることを確保するため、組織規程、理事職務権限規程、常任理事会規程、職務権限規程および業務分掌規程等を定め、これらの規程等に従い、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進める。



5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)コンプライアンス・ポリシー、役職員行動規範およびコンプライアンス・プログラムから構成されるコンプライアンス・マニュアル、その他コンプライアンス態勢に係る規程等を定め、これらの研修等を通じて職員に周知・徹底する。
- (2)職務執行に際して基になる規程等、各種契約およびその他必要なものについては、リーガル・チェックを実施する。
- (3)役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムとして、内部窓口のほか弁護士を外部窓口としたヘルプライン制度を整備するものとする。
- (4)内部監査部門が、職員の職務執行が法令および定款に適合しているかについて点検する。

6. 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事会が制定した監事会規程および監事監査基準に基づき、日本労信協職員の中から監事会事務局に専任の監事会事務局職員を任命する。

7. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監事会事務局職員は、監査業務に必要な指示命令を監事より受け、監事以外からの指示命令を受けないものとする。
- (2)監事会事務局職員の人事異動（異動先を含む）・人事評価・懲戒処分等については、監事の同意を得ることとする。
- (3)監事会事務局職員は、業務執行に係る役職を兼務しないこととする。

8. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1)監事は、必要に応じて理事および職員に対して報告を求めることができるものとする。また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。
- (2)監事は、コンプライアンス態勢および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めることができるものとする。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

理事は、監事への報告者について不利な取扱いを受けることのないようにすること、またその適正な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。

10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1)監事がその職務について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該監事の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2)理事の職務執行を監査するために通常必要な監査費用については、理事は監事との協議のうえ予算に計上する。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人から監査計画を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価と対応および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

※2012年5月30日制定 第198回理事会

※2023年4月1日改定 第290回理事会

コンプライアンス（倫理法令等の遵守）

日本労信協は、以下の「コンプライアンス・ポリシー」を定め、コンプライアンス経営を実践し、“公益性に根ざした信用保証事業”を行う信用保証機関として、より一層の信頼を確立するよう努めていきます。

コンプライアンス・ポリシー

一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）は、コーポレート・ガバナンスを充実し、一般社団法人としての自覚を持ち、日本労信協の目的である働く人とその家族が安心して生活できる共生社会の実現に寄与するため、内部統制態勢の構築とともにコンプライアンス（倫理法令等の遵守）を最重要課題のひとつとして位置付け、以下の項目を実践します。

1 コンプライアンスの実践

日本労信協におけるコンプライアンスとは、法令、企業倫理・内部規程、社会的規範等を遵守することであり、日本労信協は人間尊重の精神に立ち、自由闊達な組織風土を醸成することにより、コンプライアンスを誠実に実践します。

2 社会的責任の自覚

日本労信協は、一般社団法人としての社会的責任を果たすために、積極的な社会貢献の推進および環境保全に取り組み、ステークホルダー（利害関係者）と協調しながら、事業運営の健全性、誠実性、透明性の確保に努めます。

3 機密情報・個人情報の管理

日本労信協は、業務上知り得た機密情報やお客様の個人情報に関しては、厳正な管理を徹底します。とりわけ、個人情報は厳密なセキュリティ対策を講じ、法令および内部規程等に基づき適正に保護・管理します。

4 経営情報の開示

日本労信協は、経営情報および会計報告を適正かつ適時に開示し、お客様に対し説明責任を果たします。

5 反社会的勢力の排除

日本労信協は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、これを断固として排除し、不当・不法な要求には一切応じません。

6 コミットメント

経営陣は、本ポリシー達成のために率先垂範し、全ての役職員がその意義を理解し実践するよう周知徹底します。また、これに反するような事態が発生したときは、自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明・再発防止に努めます。また、同時に迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を果たし、権限と責任を明確にしたうえ、自らを含めて厳正に処分します。

コンプライアンス態勢

実践方法の具体化

1 コンプライアンス・ポリシー

日本労信協の役職員が実践すべき普遍的なルールを定めた基本方針です。

2 役職員行動規範

コンプライアンス・ポリシーに基づき具体的に事業活動を展開していくうえで、役職員一人一人が行動する際のガイドラインです。

3 コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス・ポリシーを役職員一人一人が理解し、様々なルールを遵守する態勢を確立するためのプログラムです。

高いレベルの
コンプライアンスを
実現します



個人情報保護

日本労信協は、「お客さまの個人情報を適切に取り扱うことは社会的責任である」ことを認識し、以下の「プライバシーポリシー」を定めています。

プライバシーポリシー

一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）は、個人情報保護の重要性を強く認識し、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号「個人情報保護法」）および関連する法令、ガイドライン等を遵守し、以下の基本方針に基づき、個人情報の適切な管理・利用に努めます。

なお、個人番号および特定個人情報の取扱いにつきましては、別途、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を定めます。

1. 日本労信協の名称・住所・代表者の氏名

一般社団法人 日本労働者信用基金協会
住所および代表者氏名は、日本労信協ホームページ「日本労信協の概要」に掲載しています。

2. 個人情報の取得・利用

日本労信協は、個人情報を取得する際には、利用目的を公表または通知し（本プライバシーポリシーによる公表を含む）、直接ご本人さまから契約書その他の書面（電磁的記録を含む）に記載された個人情報を取得する場合にはあらかじめ利用目的を明示し、適法かつ公正な手段によって取得します。

日本労信協は、利用目的の達成に必要な範囲内で、適正に個人情報を利用します。

3. 個人情報の利用目的

日本労信協は、お客さまから提供を受けた個人情報を、以下の目的で利用します。

- ①保証業務のほか、それに付随する業務における保証制度やサービスの申込の受付
- ②法律等に基づくご本人さまの確認等や、保証商品・サービスをご利用いただく資格等の確認
- ③継続的なお取引等に際しての判断および期日管理、ならびにご返済等の継続的なお取引における管理
- ④適合性の原則等に照らした判断等、保証商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断
- ⑤個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
- ⑥市場調査、ならびにデータ分析等による保証商品やサービスの研究および開発
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務の適切な遂行
- ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行およびその他お客さまとの適切かつ円滑な取引の履行
- ⑨各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理

4. 安全管理措置

日本労信協は、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの適切な管理のための措置を講じています。

詳細は、日本労信協ホームページの「お客さまの個人情報の取扱いについて」『10.安全管理措置』に記載しています。

5. 個人データの第三者提供

日本労信協は、以下のいずれかに該当する場合を除き、お預かりした個人データを、お客さまの同意を得ることなく、第三者へ提供いたしません。

- ①お客さまから事前に同意をいただいた場合
- ②利用目的の達成に必要な範囲内において外部委託した場合
- ③法令に基づき提供を求められた場合
- ④「7.個人データの共同利用」に掲げる者に対して提供する場合

6. 委託先における個人データの取扱い

日本労信協は、お客さまの個人データの取扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客さまの個人データが安全に管理されるよう適切な監督を行います。

7. 個人データの共同利用

日本労信協は、加盟する個人信用情報機関との間で、お客さまの個人データを、公表している利用目的あるいは取得の際にお示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて共同利用しています。

詳細は、日本労信協ホームページの「お客さまの個人情報の取扱いについて」『7.個人信用情報機関およびその加盟会員による個人情報の提供ならびに利用について』に記載しています。

8. 保有個人データの開示・訂正・利用停止等

お客さまが、ご自身に関する日本労信協の保有個人データについて、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、日本労信協窓口（下記「9. お問い合わせ窓口」）までご連絡ください。

なお、開示請求等に関する詳細は、日本労信協ホームページの「お客さまの個人情報の取扱いについて」『6.保有個人データの「開示請求等」に関する事項について』に記載しています。

9. お問い合わせ窓口

日本労信協の個人情報の取扱いに関するご質問等につきましては、下記の窓口にご連絡ください。

- ①住 所
〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目4番14号 後楽森ビル
一般社団法人 日本労働者信用基金協会 コンプライアンス部
- ②電話番号 0120-866-416
- ③受付時間 月曜～金曜（土日祝日、12/31～1/3は除く）
9：00～17：00

反社会的勢力排除の取組み

日本労信協は、「反社会的勢力に対する基本方針」を以下のとおり宣言します。

反社会的勢力に対する基本方針

一般社団法人日本労働者信用基金協会は、反社会的勢力排除に向けた公共的使命と社会的責任を十分認識し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力に対する基本方針を定めます。

- ❶ 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、理事長以下、全役職員が一丸となり、断固たる姿勢で臨むとともに、対応する役職員の安全を確保します。
- ❷ 反社会的勢力とは、取引等を含め一切の関係を持ちません。
- ❸ 反社会的勢力に対して、資金供与あるいは不適切な便宜供与等はいきません。
- ❹ 反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、民事・刑事の両面から法的対抗措置を講じます。
- ❺ 反社会的勢力による不当要求に対応するため、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

情報セキュリティ

日本労信協は、情報セキュリティ対策の方針や行動指針を情報セキュリティポリシーとして定め、これに基づき、情報資産の適切な保護および管理をしています。

情報セキュリティポリシー

一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）は、保有するお客さま情報をはじめとする各種情報資産が事業運営の基盤であることを十分認識するとともに、事業を継続的・安定的に運営していく上で、保有する“情報”に対して適切な管理、ひいては適切な情報セキュリティ対策を実施することが、組織の責務として非常に重要であると認識しております。

この認識のもと、ここに情報セキュリティポリシーを定め、全ての役職員がその内容を十分に理解し、各種情報資産を適切に保護することに努めます。



1

情報セキュリティ 管理体制等の確立

日本労信協は、情報セキュリティを維持するために、管理運営する組織・体制を確立します。



2

適切な情報セキュリティ 対策の実施

日本労信協は、各種情報資産に係る不正アクセス、破壊、情報漏えい、紛失および改ざんなどを未然に防止するため、組織的、物理的、技術的および人的安全管理の観点から適切な情報セキュリティ対策を実施します。



3

法令および情報セキュリティ 関連規程等の遵守

日本労信協は、情報セキュリティに関する法令、規制、指針、対外契約および別途定める情報セキュリティ関連規程を遵守します。



4

情報セキュリティ 教育等の実施

日本労信協は、全ての役職員に対して、情報セキュリティ意識の向上および情報資産の適切な管理を実行するための教育・訓練を継続的に実施します。



5

情報セキュリティ 監査の実施

日本労信協は、内部規程、社会的規範が遵守され、有効に機能しているかを検証するため、定期的かつ必要に応じて情報セキュリティ監査を実施します。



6

評価・見直し

日本労信協は、以上の取り組みを定期的に評価し、所要の見直しを行うことにより、情報セキュリティマネジメントを継続的に改善していきます。

NihonRoshinkyo

DISCLOSURE

2023

資料編

1. 財務データ

● 貸借対照表	32
● 正味財産増減計算書	34
● 財務諸表に対する注記	36

2. 統計データ

● 事業概況推移	39
● 主要計数推移	44

3. コーポレートデータ

● 組織図	45
● 社員一覧/役員名簿	46
● あゆみ	47
● 定款	48
● 事務所のご案内	51

○諸比率の定義・金額等表示方法

定義

代位弁済率 : 保証債務平均残高に対する代位弁済の割合を示します。
 延滞率 : 保証債務残高に対する延滞の割合を示します。
 代弁能力係数 : 代位弁済原資（正味財産・債務保証損失引当金・貸倒引当金の合計から、必要基本財産と基本財産固定額を差し引いた額）の代位弁済リスク（2か月以上の延滞額）に対する倍率を示します。労働金庫の資産査定においては、優良保証の要件として、「代弁能力係数が1以上の保証機関の保証」であることが明示されています。

表示方法

◎件数・金額は表示された単位未満を切捨てて記載しています。
 ◎増減率は、小数点第2位を四捨五入し第1位まで記載、諸比率は、小数点第3位を四捨五入し第2位まで記載しています。

貸借対照表 2023年3月31日現在

(単位：円)

科 目		当年度 (2023.3.31)	前年度 (2022.3.31)	増 減
I 資 産 の 部	1. 流動資産			
	現金預金	29,701,581,163	29,949,145,130	△ 247,563,967
	未収保証料	1,953,314,776	1,934,639,222	18,675,554
	未収金	126,362,006	138,851,286	△ 12,489,280
	有価証券	148,104,126,837	147,755,263,755	348,863,082
	未収利息	73,917,772	79,992,574	△ 6,074,802
	その他流動資産	68,847,919	42,652,934	26,194,985
	流動資産合計	180,028,150,473	179,900,544,901	127,605,572
	2. 固定資産			
	(1) 基本財産			
	寄付金積立資産	3,609,000,000	3,609,000,000	0
	保証積立資産	124,884,100,066	121,005,306,318	3,878,793,748
	基本財産合計	128,493,100,066	124,614,306,318	3,878,793,748
	(2) 特定資産			
	保証基盤安定化積立資産	99,063,179,427	91,390,836,257	7,672,343,170
	退職給付引当資産	392,263,531	420,173,897	△ 27,910,366
	役員退任慰労引当資産	16,139,750	59,610,750	△ 43,471,000
	特定資産合計	99,471,582,708	91,870,620,904	7,600,961,804
	(3) 求償権	82,758,182,065	77,207,460,567	5,550,721,498
	貸倒引当金	△ 48,638,402,736	△ 45,430,879,041	△ 3,207,523,695
	(4) 保証債務見返	14,455,473,757,480	14,019,109,460,722	436,364,296,758
	(5) その他固定資産			
	建物	14,210,242	18,134,237	△ 3,923,995
	什器備品	157,461,541	232,978,700	△ 75,517,159
	建設仮勘定	15,181,350	0	15,181,350
	電話加入権	1,491,876	1,491,876	0
	ソフトウェア	2,843,372,610	3,444,108,355	△ 600,735,745
	ソフトウェア仮勘定	8,407,160	0	8,407,160
	敷金	256,881,962	257,864,878	△ 982,916
	出資金	1,050,000	1,050,000	0
	その他固定資産合計	3,298,056,741	3,955,628,046	△ 657,571,305
	固定資産合計	14,720,856,276,324	14,271,326,597,516	449,529,678,808
	資産合計	14,900,884,426,797	14,451,227,142,417	449,657,284,380



(単位：円)

科 目		当年度 (2023.3.31)	前年度 (2022.3.31)	増 減
Ⅱ 負債の部	1. 流動負債			
	未払金	1,174,100,804	1,275,775,110	△ 101,674,306
	預り金	28,457,061	34,213,038	△ 5,755,977
	リース債務	0	1,005,480	△ 1,005,480
	賞与引当金	83,965,836	83,439,358	526,478
	その他の流動負債	671,377	27,632,709	△ 26,961,332
	流動負債合計	1,287,195,078	1,422,065,695	△ 134,870,617
	2. 固定負債			
	保証債務	14,455,473,757,480	14,019,109,460,722	436,364,296,758
	未経過保証料	100,368,611,962	99,039,694,492	1,328,917,470
	債務保証損失引当金	115,790,179,503	115,170,994,286	619,185,217
	退職給付引当金	392,263,531	420,173,897	△ 27,910,366
	役員退任慰労引当金	16,139,750	59,610,750	△ 43,471,000
	固定負債合計	14,672,040,952,226	14,233,799,934,147	438,241,018,079
負債合計		14,673,328,147,304	14,235,221,999,842	438,106,147,462
Ⅲ 正味財産の部	1. 基金			
	基金	0	0	0
	(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
	(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
	2. 指定正味財産			
	寄付金	3,609,000,000	3,609,000,000	0
	指定正味財産合計	3,609,000,000	3,609,000,000	0
	(うち基本財産への充当額)	(3,609,000,000)	(3,609,000,000)	(0)
	(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
	3. 一般正味財産			
	(1) 代替基金	2,000,000,000	2,000,000,000	0
	(2) その他一般正味財産	221,947,279,493	210,396,142,575	11,551,136,918
	一般正味財産合計	223,947,279,493	212,396,142,575	11,551,136,918
	(うち基本財産への充当額)	(124,884,100,066)	(121,005,306,318)	(3,878,793,748)
	(うち特定資産への充当額)	(99,063,179,427)	(91,390,836,257)	(7,672,343,170)
	正味財産合計	227,556,279,493	216,005,142,575	11,551,136,918
負債及び正味財産合計		14,900,884,426,797	14,451,227,142,417	449,657,284,380

正味財産増減計算書 2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度 (2022.4.1 ~ 2023.3.31)	前年度 (2021.4.1 ~ 2022.3.31)	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	95,950,127	97,993,752	△ 2,043,625
② 特定資産運用益			
特定資産受取利息	59,679,005	58,084,114	1,594,891
③ 事業収益			
保証料	23,351,907,740	23,139,837,803	212,069,937
受取損害金	2,892,463,183	2,609,728,038	282,735,145
償却求償権回収金	168,900,926	140,249,885	28,651,041
譲受求償権回収益	52,702,731	67,329,669	△ 14,626,938
債権管理費回収金	241,614,102	196,151,746	45,462,356
④ 受取補助金等			
受取国庫補助金	17,670,638	29,469,334	△ 11,798,696
⑤ 雑収益			
受取利息	2,343,955	3,589,026	△ 1,245,071
有価証券利息	38,946,191	39,782,469	△ 836,278
受取配当金	9,489,912	11,610,635	△ 2,120,723
受入手数料	595,200	595,200	0
受入団信保険料	196,895	260,533	△ 63,638
雑収益	5,647,246	7,153,357	△ 1,506,111
経常収益計	26,938,107,851	26,401,835,561	536,272,290
(2) 経常費用			
① 事業費	[16,053,867,912]	[15,855,746,369]	[198,121,543]
貸倒損失	6,201,328	13,344,274	△ 7,142,946
制度融資求償権償却費	18,146,072	28,851,328	△ 10,705,256
貸倒引当金繰入額	9,971,369,439	9,281,601,448	689,767,991
債務保証損失引当金繰入額	1,586,793,491	1,783,130,307	△ 196,336,816
給料手当	819,259,406	814,358,417	4,900,989
賞与引当金繰入額	68,474,326	68,968,275	△ 493,949
退職給付費用	58,559,503	57,184,943	1,374,560
社会保険料	146,468,314	143,123,134	3,345,180
人事厚生費	58,782,717	49,277,473	9,505,244
会合費	1,723,590	48,854	1,674,736
会議費	699,779	488,018	211,761
広告宣伝費	1,962,620	1,919,940	42,680
交際費	50,194	47,393	2,801
旅費交通費	2,207,734	651,871	1,555,863
通信運搬費	80,051,020	58,937,531	21,113,489
建物減価償却費	3,256,916	3,404,679	△ 147,763
什器備品減価償却費	73,391,697	89,482,548	△ 16,090,851
ソフトウェア減価償却費	737,573,831	641,589,285	95,984,546
敷金償却費	1,030,791	1,018,372	12,419
備品費	15,241,090	11,961,592	3,279,498
事務用品費	31,133,001	12,161,443	18,971,558
図書費	302,931	171,463	131,468
保全管理費	542,546,593	987,253,807	△ 444,707,214
給水光熱費	4,448,115	4,287,903	160,212
土地建物賃借料	198,923,932	204,494,815	△ 5,570,883
事務機械賃借料	16,141,431	13,728,338	2,413,093
諸謝金	6,995,098	8,883,086	△ 1,887,988
租税公課	34,954,543	32,283,347	2,671,196
支払負担金	2,640,000	2,640,000	0
諸会費	959,596	959,596	0
信用調査費	23,865,733	18,233,613	5,632,120
債権管理費	392,380,007	247,207,062	145,172,945
業務委託手数料	793,442,210	879,235,720	△ 85,793,510
支払団信保険料	19,661,730	18,550,434	1,111,296
支払手数料	3,885,248	3,880,828	4,420
事務委託費	329,932,469	371,140,213	△ 41,207,744
雑費	411,417	1,245,019	△ 833,602



(単位：円)

科 目	当年度 (2022.4.1～2023.3.31)	前年度 (2021.4.1～2022.3.31)	増 減
② 管理費	[682,739,123]	[689,415,657]	[△ 6,676,534]
役員報酬	112,153,850	97,922,260	14,231,590
役員退任慰労引当金繰入額	10,586,250	15,002,750	△ 4,416,500
給料手当	152,220,108	192,020,813	△ 39,800,705
賞与引当金繰入額	15,491,510	14,471,083	1,020,427
退職給付費用	11,337,276	11,154,182	183,094
社会保険料	35,907,206	39,547,312	△ 3,640,106
人事厚生費	21,403,974	20,848,157	555,817
会議費	4,081,308	940,229	3,141,079
交際費	107,487	253,614	△ 146,127
旅費交通費	2,514,206	608,508	1,905,698
通信運搬費	4,366,211	4,329,454	36,757
建物減価償却費	667,079	747,368	△ 80,289
什器備品減価償却費	15,032,034	19,642,510	△ 4,610,476
ソフトウェア減価償却費	151,069,338	140,836,672	10,232,666
敷金償却費	211,125	223,544	△ 12,419
備品費	2,382,324	771,764	1,610,560
事務用品費	494,751	205,988	288,763
図書費	707,643	650,768	56,875
保安全管理費	8,491,406	8,565,403	△ 73,997
給水光熱費	1,825,955	1,394,573	431,382
土地建物賃借料	73,306,293	61,296,504	12,009,789
事務機械賃借料	2,825,876	2,194,986	630,890
支払保険料	2,989,664	2,914,530	75,134
諸謝金	23,427,327	23,112,840	314,487
租税公課	925,000	924,400	600
諸会費	557,200	557,200	0
支払寄付金	22,000,000	22,100,000	△ 100,000
支払手数料	162,726	68,682	94,044
事務委託費	5,376,901	6,003,247	△ 626,346
雑費	117,095	106,316	10,779
経常費用計	16,736,607,035	16,545,162,026	191,445,009
当期経常増減額	10,201,500,816	9,856,673,535	344,827,281
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 保証債務承継一時金	1,349,698,750	0	1,349,698,750
経常外収益計	1,349,698,750	0	1,349,698,750
(2) 経常外費用			
① 固定資産除却損			
什器備品除却損	62,648	1,018,812	△ 956,164
ソフトウェア除却損	0	18,676,095	△ 18,676,095
② 雑費	0	100,000	△ 100,000
経常外費用計	62,648	19,794,907	△ 19,732,259
当期経常外増減額	1,349,636,102	△ 19,794,907	1,369,431,009
当期一般正味財産増減額	11,551,136,918	9,836,878,628	1,714,258,290
一般正味財産期首残高	212,396,142,575	202,559,263,947	9,836,878,628
一般正味財産期末残高	223,947,279,493	212,396,142,575	11,551,136,918
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,609,000,000	3,609,000,000	0
指定正味財産期末残高	3,609,000,000	3,609,000,000	0
III 基金増減の部			
基金返還額	0	2,000,000,000	△ 2,000,000,000
当期基金増減額	0	△ 2,000,000,000	2,000,000,000
基金期首残高	0	2,000,000,000	△ 2,000,000,000
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	227,556,279,493	216,005,142,575	11,551,136,918

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券
市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 建物

定率法によっている。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっている。

② 什器備品（リース資産除く）

定率法によっている。

③ ソフトウェア

法人内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

① 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、当期末における損失発生見込額を計上している。

② 貸倒引当金

求償権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

③ 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

④ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

⑤ 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
寄付金積立資産	3,609,000,000	-	-	3,609,000,000
保証積立資産	121,005,306,318	3,878,793,748	-	124,884,100,066
小 計	124,614,306,318	3,878,793,748	-	128,493,100,066
特定資産				
保証基盤安定化積立資産	91,390,836,257	7,672,343,170	-	99,063,179,427
退職給付引当資産	420,173,897	-	27,910,366	392,263,531
役員退任慰労引当資産	59,610,750	-	43,471,000	16,139,750
小 計	91,870,620,904	7,672,343,170	71,381,366	99,471,582,708
合 計	216,484,927,222	11,551,136,918	71,381,366	227,964,682,774



3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち基金からの 充当額)	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産					
寄付金積立資産	3,609,000,000	-	(3,609,000,000)	-	-
保証積立資産	124,884,100,066	-	-	(124,884,100,066)	-
小 計	128,493,100,066	-	(3,609,000,000)	(124,884,100,066)	-
特定資産					
保証基盤安定化積立資産	99,063,179,427	-	-	(99,063,179,427)	-
退職給付引当資産	392,263,531	-	-	-	(392,263,531)
役員退任慰労引当資産	16,139,750	-	-	-	(16,139,750)
小 計	99,471,582,708	-	-	(99,063,179,427)	(408,403,281)
合 計	227,964,682,774	-	(3,609,000,000)	(223,947,279,493)	(408,403,281)

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	143,810,731	129,600,489	14,210,242
什器備品	508,181,893	350,720,352	157,461,541
ソフトウェア	4,632,843,880	1,789,471,270	2,843,372,610
合 計	5,284,836,504	2,269,792,111	3,015,044,393

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期増加額	当期減少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
雇用開発支援等補助金(就職安定資金融資事業費)	厚生労働省	-	4,195,782	4,195,782	-	
高齢者就業機会確保等補助金(長期失業者分)	厚生労働省	-	1,364,963	1,364,963	-	
緊急人材育成支援補助金(旧緊急人材育成・就職支援)	厚生労働省	-	159,384	159,384	-	
雇用開発支援等補助金(就職促進)	厚生労働省	-	600,000	600,000	-	
雇用開発支援等補助金(技能者育成)	厚生労働省	-	2,155,693	2,155,693	-	
求職者訓練受講支援補助金(求職者支援)	厚生労働省	-	7,279,123	7,279,123	-	
雇用開発支援等補助金(教育訓練受講者)	厚生労働省	-	1,915,693	1,915,693	-	
合 計		-	17,670,638	17,670,638	-	

6 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
代替基金				
日本労信協第1回基金	2,000,000,000	-	-	2,000,000,000
代替基金 計	2,000,000,000	-	-	2,000,000,000

7 リース取引関係

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

その他固定資産

求償管理業務における封入封緘機（什器備品）である。

8 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当協会は、労働金庫の融資を利用する勤労者への信用保証を行う信用保証業を行っている一般社団法人であり、資金運用については預け金(主として定期預金及び譲渡性預金)のみの運用を行っている。

なお、貸借対照表上の「有価証券」は、全て譲渡性預金である。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当協会の保有する金融資産は、主として定期預金及び譲渡性預金であり、市場金利の推移や流動性の確保に注意を払いながら、安全かつ効率的に資金運用を行っている。具体的には、現金預金及び基本財産・特定資産に係る定期性預金の流動性・効率性を踏まえながら運用手法の確立を図っている。

定期預金及び譲渡性預金の預け先は信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクは僅少である。

債務保証契約及び求償権は、債務者の所得環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があるが、保証業務取扱規程、求償権管理回収規程等に従い、与信管理に関する体制を整備し運営している。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略している。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 預け金			
現金預金	29,701,581,163	29,701,581,163	0
有価証券	148,104,126,837	148,104,126,837	0
寄付金積立資産	3,609,000,000	3,609,000,000	0
保証積立資産	124,884,100,066	124,884,100,066	0
保証基盤安定化積立資産	99,063,179,427	99,063,179,427	0
退職給付引当資産	392,263,531	392,263,531	0
役員退任慰労引当資産	16,139,750	16,139,750	0
計	405,770,390,774	405,770,390,774	0
② 求償権	82,758,182,065		
貸倒引当金(*1)	△48,638,402,736		
計	34,119,779,329	34,119,779,329	0

	契約額等	時 価
③ 債務保証契約	14,455,473,757,480	110,896,159,982

(*1) 求償権に対応する貸倒引当金を控除している。

(注) 金融商品の時価の算定方法

① 預け金

有価証券は全て譲渡性預金である。

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としている。

満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定している。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としている。

② 求償権

求償権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保による回収金見込額等に基づいて貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。

③ 債務保証契約

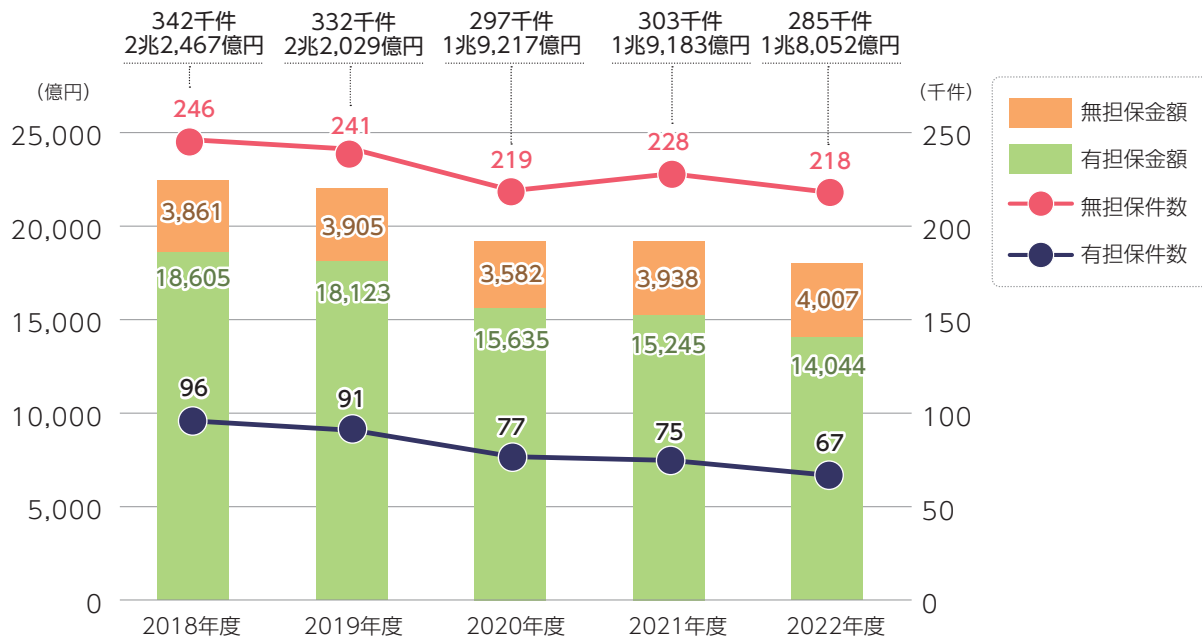
債務保証契約は、契約上の保証料の現在価値と将来の期待損失の現在価値との差額を時価としている。



事業概況推移

※国の損失補填付事業の保証に係る実績を除いています。

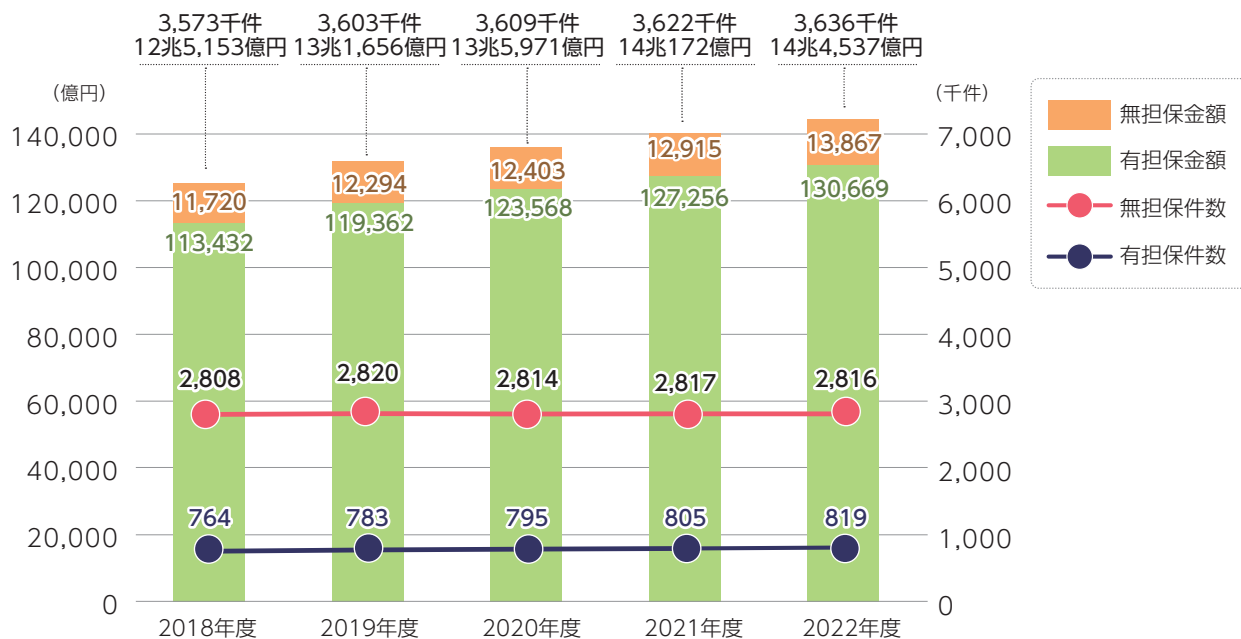
新規保証引受



2022年度の新規保証引受は、285千件・1兆8,052億円となり、2021年度と比較すると、17千件・1,131億円の減少となりました。

担保区分ごとに2021年度と比較すると、無担保の件数は9千件減少したものの、金額は69億円増加し、有担保は7千件・1,200億円減少しました。

保証債務残高

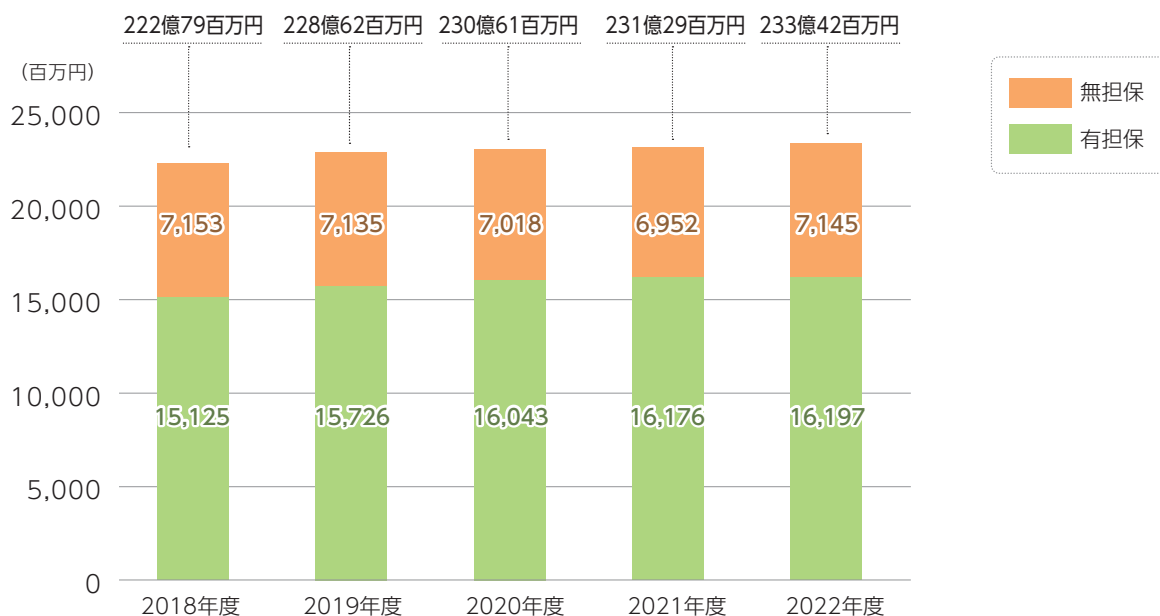


2022年度末の保証債務残高は、3,636千件・14兆4,537億円となり、2021年度末と比較すると、13千件・4,365億円の増加となりました。

担保区分ごとに2021年度末と比較すると、無担保の件数は0.4千件減少したものの、金額は952億円増加し、有担保が13千件・3,413億円増加しました。

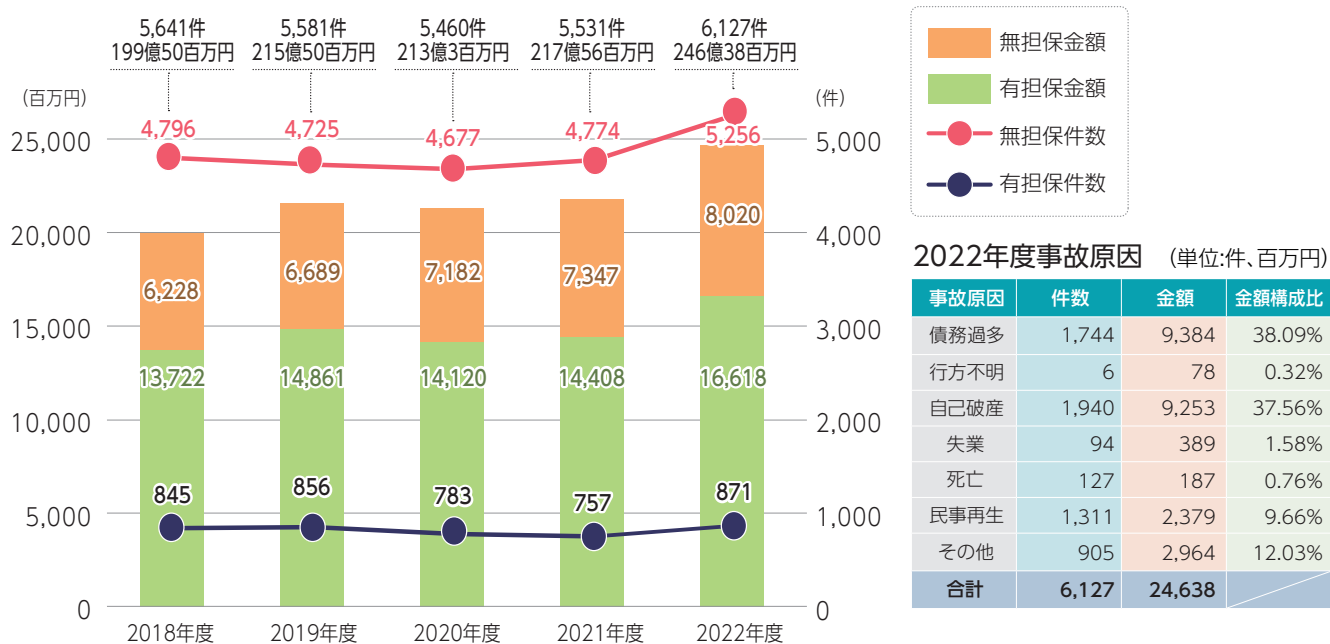
事業概況推移

決算保証料



2022年度の決算保証料は、233億42百万円となり、2021年度と比較すると、2億13百万円の増加となりました。担保区分ごとに2021年度と比較すると、無担保が1億92百万円、有担保が20百万円増加しました。

代位弁済



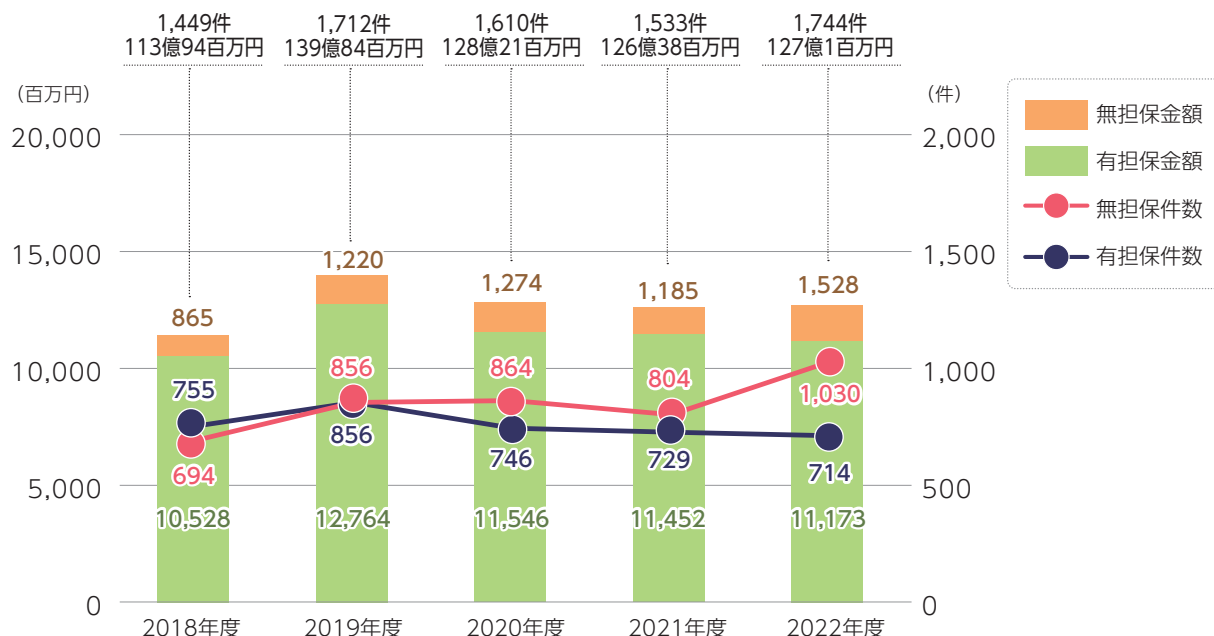
2022年度の代位弁済は、6,127件、246億38百万円となり、2021年度と比較すると、596件・28億82百万円の増加となりました。

担保区分ごとに2021年度と比較すると、無担保が482件・6億72百万円、有担保が114件・22億9百万円増加しました。



※国の損失補填付事業の保証に係る実績を除いています。

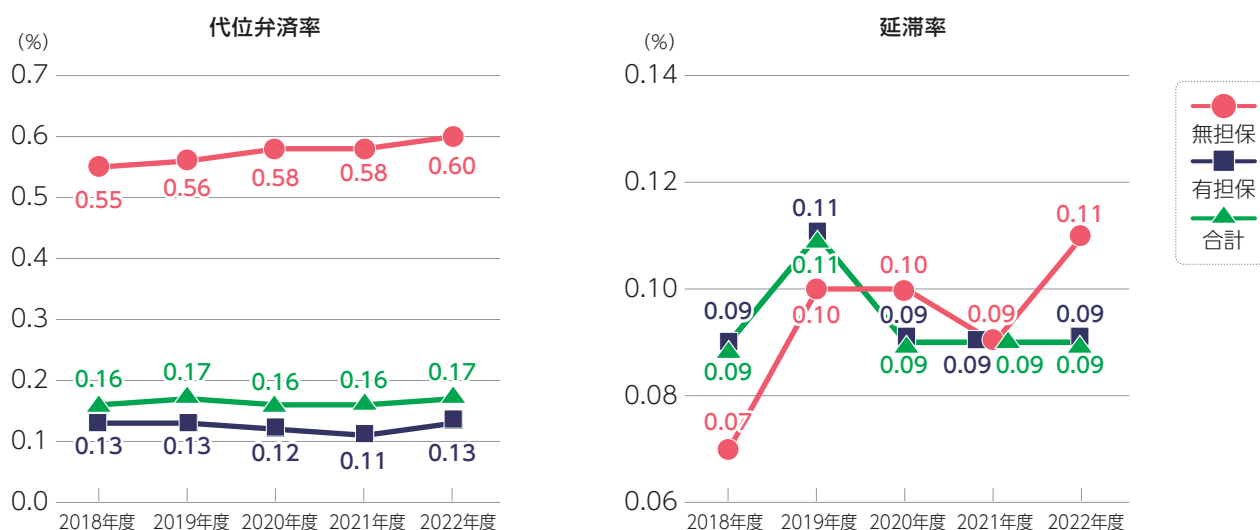
付保証延滞残高



2022年度末の付保証延滞残高は、1,744件・127億1百万円となり、2021年度末と比較すると、211件・63百万円の増加となりました。

担保区分ごとに2021年度末と比較すると、無担保が226件・3億42百万円増加し、有担保が15件・2億79百万円減少しました。

代位弁済率および延滞率



2022年度の代位弁済率は、0.17%となり、2021年度と比較すると0.01ポイント増加となりました。

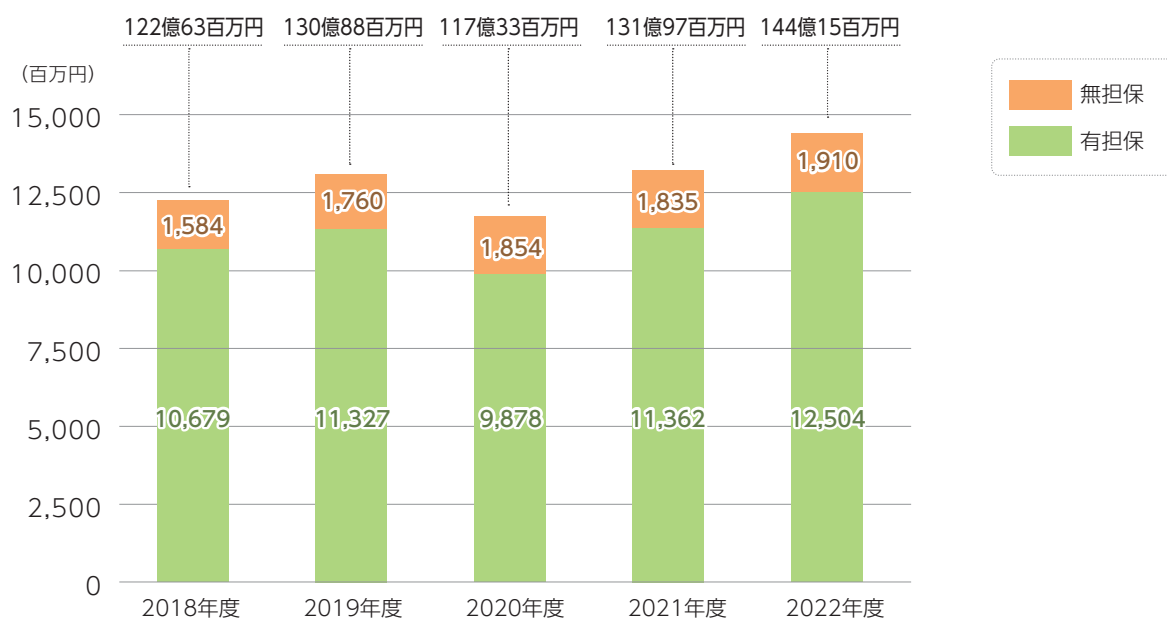
担保区分ごとに2021年度と比較すると、無担保、有担保ともに0.02ポイント増加しました。

2022年度末の延滞率は、2021年度から変動なく0.09%となりました。

担保区分ごとに2021年度末と比較すると、無担保が0.02ポイント増加し、有担保は変動ありませんでした。

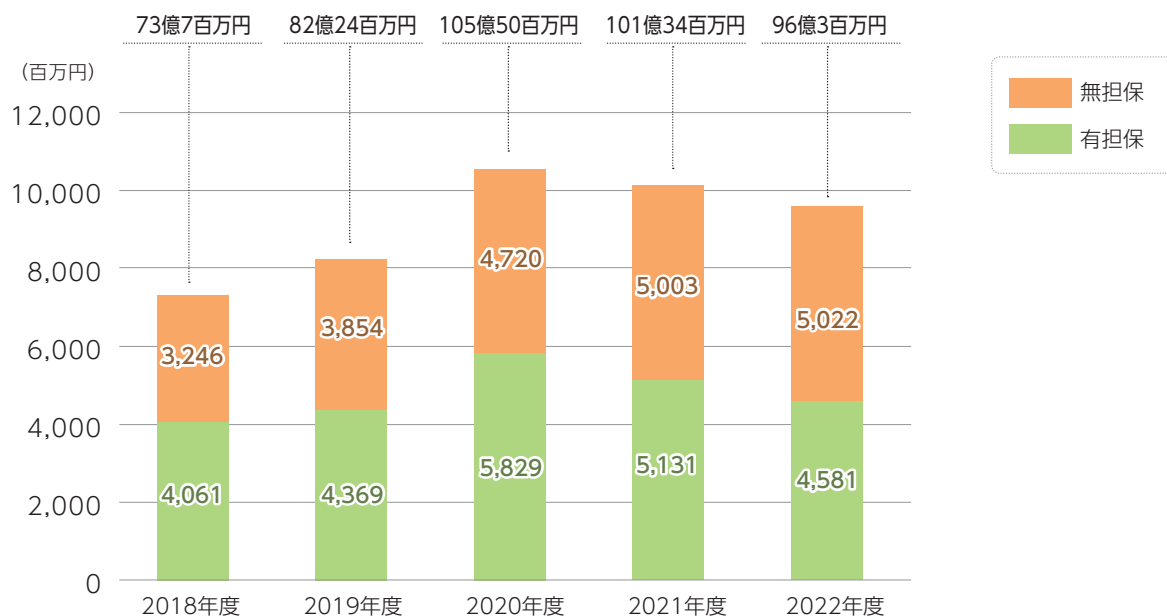
事業概況推移

求償権回収金



2022年度の求償権回収金は、144億15百万円となり、2021年度と比較すると、12億18百万円の増加となりました。担保区分ごとに2021年度と比較すると、無担保が75百万円、有担保が11億42百万円増加しました。

求償権償却額



2022年度の求償権償却額は、96億3百万円となり、2021年度と比較すると、5億31百万円の減少となりました。



flexible, speed, challenge

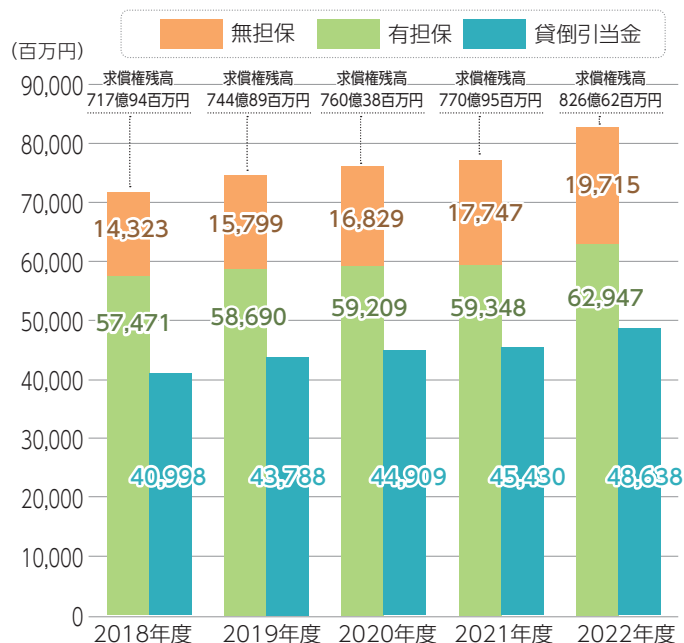


NihonRoshinkyo

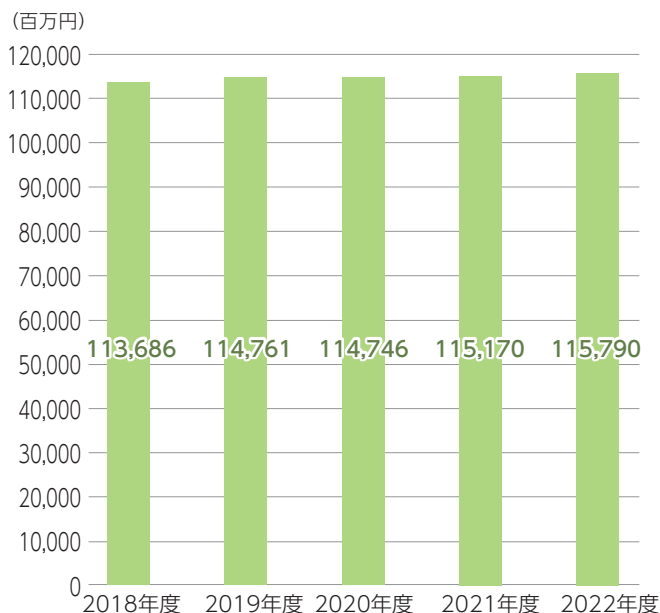
Disclosure 2023

※国の損失補填付事業の保証に係る実績を除いています。

期末求償権残高と貸倒引当金

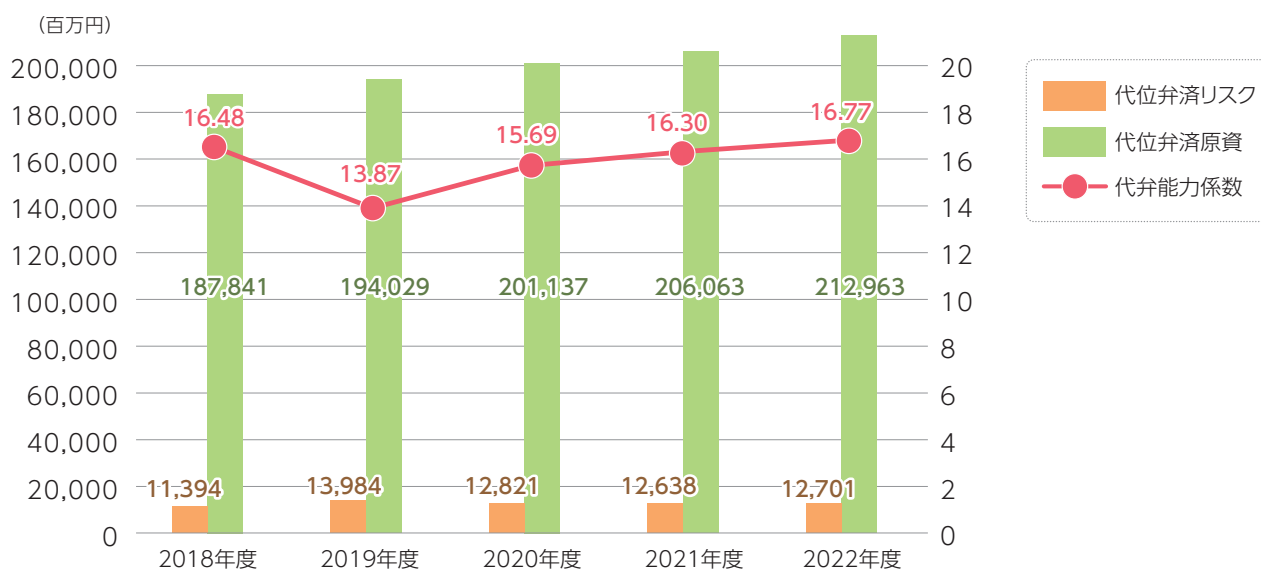


債務保証損失引当金



2022年度末の求償権残高は、826億62百万円となり、2021年度末と比較すると、55億67百万円の増加となりました。
 2022年度の貸倒引当金は、48億638百万円となり、2021年度と比較すると、32億7百万円の増加となりました。
 2022年度の債務保証損失引当金は、1,157億90百万円となり、2021年度と比較すると、6億19百万円の増加となりました。

代弁能力係数



2022年度の代弁能力係数は、16.77となり、2021年度と比較すると、0.46ポイント増加となりました。

「あいさつ」

概要／設立と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

経営計画の概要
第8期中期

トピックス

2022年度
事業報告2022年度
決算報告2023年度
事業計画

経営管理体制

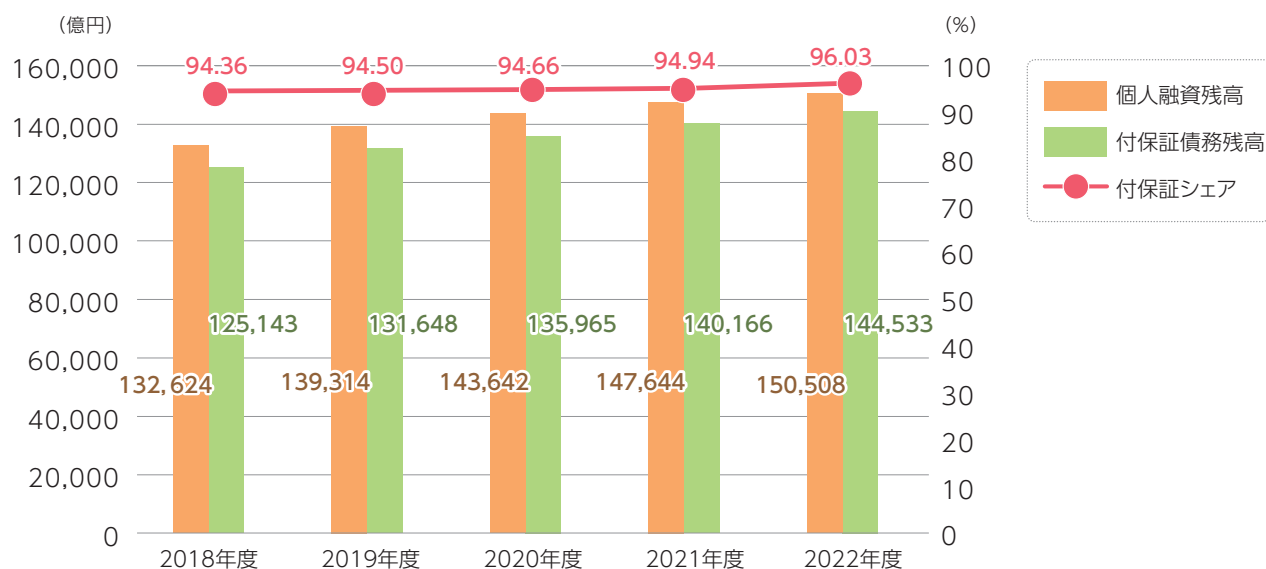
内部管理体制

資料編

事業概況推移

※国の損失補填付事業の保証に係る実績を除いています。

労働金庫の個人融資に占める付保証シェア



労働金庫の個人融資に占める、日本労信協保証の割合を残高ベースで示したものです。
2022年度末の付保証シェアは、96.03%となり、2021年度末と比較すると1.09ポイント増加となりました。

主要計数推移（2018～2022年度）

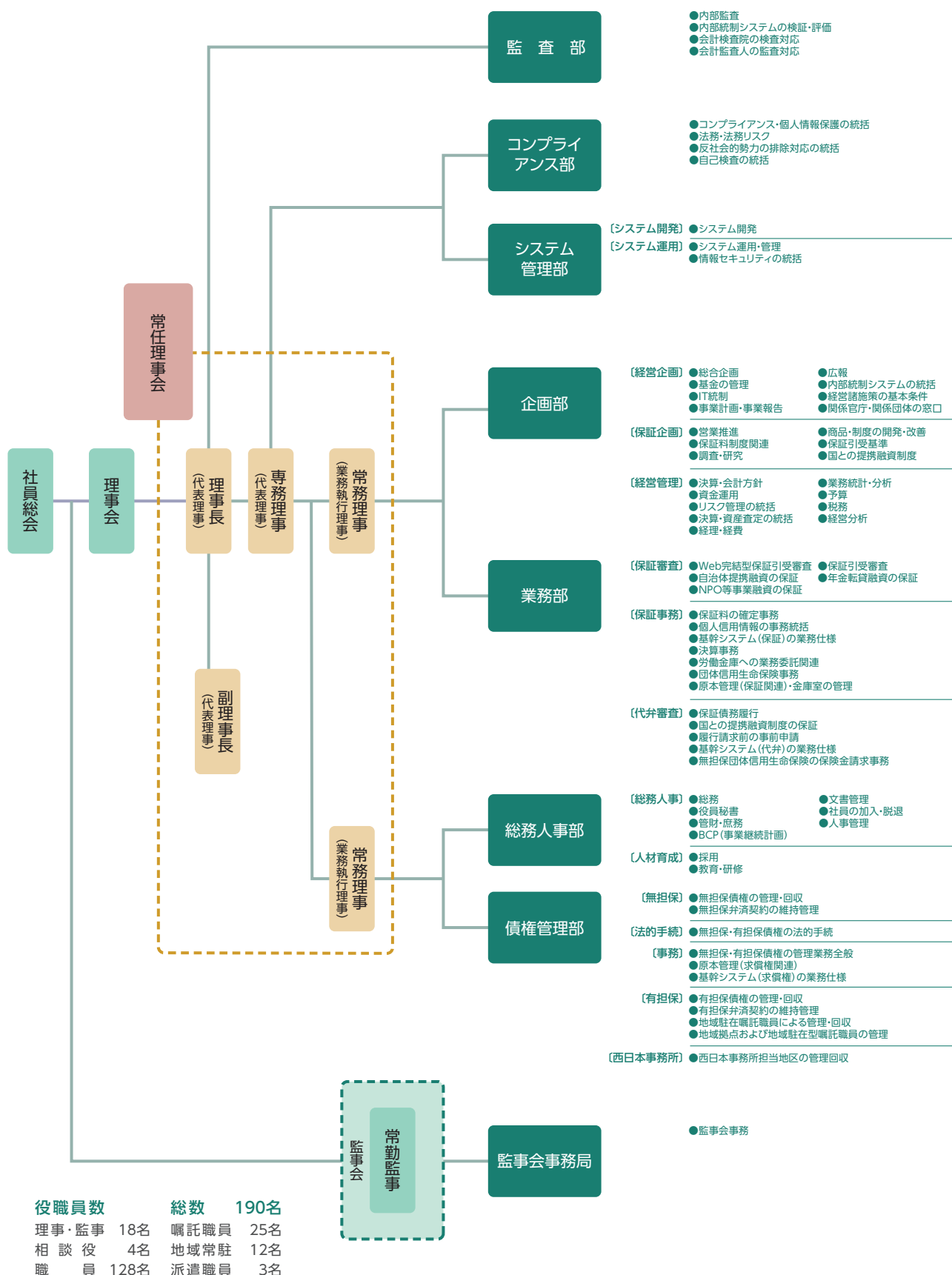
(単位：件、百万円)

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
基本財産		111,272	117,050	120,883	124,614	128,493
	寄付金	3,609	3,609	3,609	3,609	3,609
	保証積立資産	107,663	113,441	117,274	121,005	124,884
新規保証引受	件数	342,448	332,859	297,064	303,327	285,672
	金額	2,246,778	2,202,959	1,921,779	1,918,311	1,805,208
保証債務残高	件数	3,573,100	3,603,978	3,609,524	3,622,638	3,636,002
	金額	12,515,381	13,165,658	13,597,195	14,017,207	14,453,736
決算保証料		22,279	22,862	23,061	23,129	23,342
付保証延滞残高	件数	1,449	1,712	1,610	1,533	1,744
	金額	11,394	13,984	12,821	12,638	12,701
代位弁済	件数	5,641	5,581	5,460	5,531	6,127
	金額	19,950	21,550	21,303	21,756	24,638
求償権残高	件数	22,803	23,725	23,620	23,894	25,547
	金額	71,794	74,489	76,038	77,095	82,662
求償権回収金		12,263	13,088	11,733	13,197	14,415



日本労信協組織図

2023年6月29日現在



「あいさつ」

概要／設立と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

経営計画の概要

トピックス

2022年度
事業報告

2022年度
決算報告

2023年度
事業計画

経営管理体制

内部管理体制

資料編

社員一覧

2023年6月29日現在

労働金庫

北海道労働金庫
東北労働金庫
中央労働金庫
新潟県労働金庫
長野県労働金庫
静岡県労働金庫
北陸労働金庫
東海労働金庫
近畿労働金庫
中国労働金庫
四国労働金庫
九州労働金庫
沖縄県労働金庫

労(勤)信協

北海道勤労者信用基金協会
静岡県勤労者信用基金協会
富山県勤労者信用基金協会
石川県労働者信用基金協会
福井県労働者信用基金協会

労働金庫連合会

合計19社員

役員名簿

2023年6月29日現在

理事長	砂 金 良 昭*	一般社団法人 日本労働者信用基金協会
副理事長	松 迫 卓 男*	一般社団法人 全国労働金庫協会 副理事長
専務理事	小 野 隆*	一般社団法人 日本労働者信用基金協会
常務理事	富 高 誠*	一般社団法人 日本労働者信用基金協会
常務理事	杉 山 紀 恵*	一般社団法人 日本労働者信用基金協会
理 事	杉 浦 賢 次	中央労働金庫 理事長
理 事	齋 藤 敏 明	新潟県労働金庫 理事長
理 事	佐 々 木 龍 也	東海労働金庫 理事長
理 事	山 本 昌 則	近畿労働金庫 専務理事
理 事	谷 村 昌 昭	労働金庫連合会 専務理事
理 事	矢 野 義 和	一般財団法人 福井県労働者信用基金協会 理事長
理 事	南 部 美 智 代*	労働者福祉中央協議会 事務局長
理 事	小 熊 栄*	日本労働組合総連合会 総合企画局長
理 事	勝 木 江 津 子*	東京協立法律事務所 弁護士
理 事	林 晃 司*	マイスター会計事務所 代表 公認会計士
常勤監事	鈴 木 俊 克*	一般社団法人 日本労働者信用基金協会
監 事	瀬 光 秀 昭	中国労働金庫 常務理事
監 事	鈴 木 宏 明*	(前)公益社団法人 成年後見センターリーガルサポート

*社員外役員となります。

あゆみ

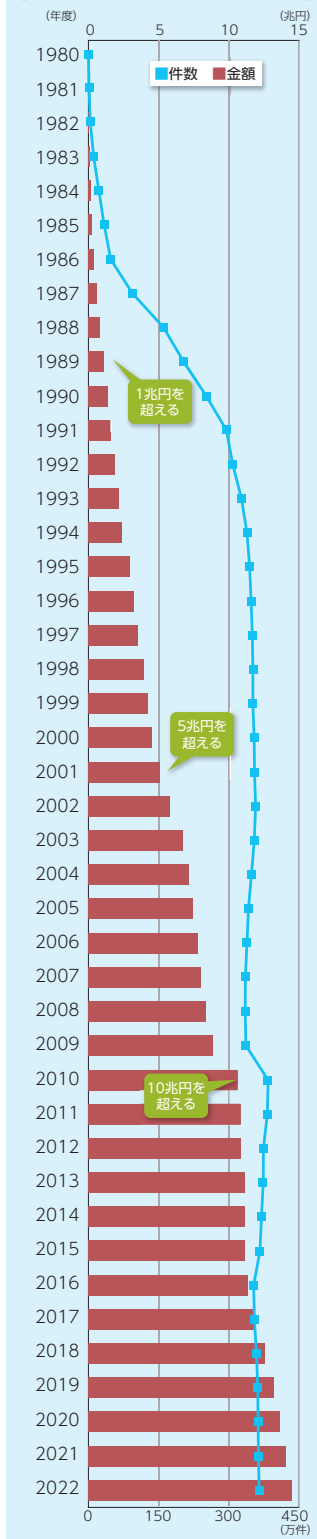
1980年 6月	日本労働者信用基金協会創立総会開催 *事務所は港区新橋2丁目12番地7号「労金新橋ビル」
7月	大蔵・労働大臣へ設立許可申請
8月	社団法人設立許可 保証債務および損害補償債務の最高限度額を「基本財産の80倍」に設定
10月	信用保証事業開始
1983年 9月	旧保証システム稼働
1984年 4月	事務所移転 *港区新橋5丁目10番地5号「同和ビル」に移転
6月	保証債務および損害補償債務の最高限度額を「基本財産の150倍」に引上げ 旧求償権システム稼働
1988年 1月	旧求償権システム稼働
6月	事務所移転 *千代田区神田駿河台2丁目9番地「駿河台フジビュービル」に移転
1989年11月	保証債務残高が1兆円を超える
1991年 4月	保証料体系の改定
1994年 6月	事務所移転 *千代田区神田駿河台2丁目2番地「御茶ノ水杏雲ビル」に移転
1997年 4月	求償担保方式導入
1998年 4月	求償権管理・回収直轄化方針の策定
2000年 5月	事務所移転 *文京区後楽1丁目4番14号「後楽森ビル」に移転
2001年 4月	組織区分別保証料率導入
5月	新求償権システム（前求償権システム）稼働
2002年 3月	保証債務残高が5兆円を超える
2003年 4月	地域駐在嘱託職員配置
2004年 2月	全国版信用リスク管理システム（RANP）稼働
2005年 4月	変動保証料制度導入
2006年 4月	階層別保証料率制度導入
2007年 7月	新保証システム（前保証システム）稼働
2008年12月	就職安定資金融資の保証引受開始（2010.9新規取扱終了）
2009年 8月	訓練・生活支援資金融資の保証引受開始 （2011.10後継事業「求職者支援資金融資制度」に移行）
2010年 3月	日本労信協「理念」制定
10月	保証債務残高が10兆円を超える
11月	代弁審査システム（D-TWIN）稼働
2011年 3月	東日本大震災被災者救済を目的とした無担保融資に係る保証引受開始
5月	技能者育成資金融資の保証引受開始
8月	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」への対応開始
10月	求職者支援資金融資の保証引受開始
2012年 4月	非営利型一般社団法人へ移行 西日本事務所開設 *大阪市淀川区西宮原1丁目6番44号 近畿労働金庫 新大阪事務所内
2013年 4月	NPO等非営利法人事業融資の保証引受開始
6月	次世代認定マーク（愛称：くるみん）を取得
2014年 4月	西日本事務所移転 *大阪市淀川区宮原3丁目5番36号「新大阪トラストタワー」に移転
2015年 4月	札幌事務所開設 *札幌市豊平区豊平4条3丁目1番1号「シャルム豊平」
2016年 3月	求償権回収におけるコンビニ入金の取扱いを開始
2017年 4月	平成28年熊本地震被災者救済を目的とした無担保融資に係る保証引受開始 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」への対応開始
2018年 3月	札幌事務所閉所 西日本事務所移転 *大阪府吹田市豊津町10番34号「井門江坂駅前ビル」に移転
10月	Web完結型保証審査（カードローン）取扱開始
2019年10月	労働金庫へデータ分析ツール提供
2020年 3月	全国労働者信用基金協会連合会の解散（2020.2.17臨時総会にて決議）
2021年 5月	保証・代弁・求償権の3システムを統合した新基幹システム稼働
9月	Web完結型保証審査（無担保保証書貸付）取扱開始
2022年 3月	健康経営優良法人（大規模法人部門）認定
2023年 4月	AIを用いたWeb完結型保証審査を開始

《保証限度額の推移》

年月	1980.10	1981.9	1983.3	1989.4	2001.3	2014.10
保証限度額						
無担保	300万円	500万円	500万円	500万円	1,000万円	2,000万円
有担保	2,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円	1億円

※2023年4月現在の保証制度の概要は、P6参照。

《期末保証債務残高の推移》

保証事業を譲り受けた
労(勤)信協

1994年	
3月	高知県労信協
1999年	
1月	島根県勤信協
3月	広島県労信協 香川県勤信協
2000年	
1月	栃木県労信協
3月	宮城県勤信協
9月	大分県労信協
2001年	
2月	長崎県勤信協
3月	岡山県労信協 徳島県勤信協 福岡県労信協 佐賀県労信協
9月	滋賀県労信協
11月	奈良県労信協 和歌山県労信協
2002年	
3月	岩手県勤信協 福島県労信協 熊本県勤信協 鹿児島県労信協
9月	青森県労信協 秋田県労信協
11月	京都府労信協 兵庫県勤信協
2003年	
3月	山梨県労信協
9月	愛媛県勤信協
10月	大阪府勤信協
2004年	
1月	長野県労信協
3月	千葉県労信協 岐阜県労信協
4月	沖縄県労信協
9月	愛知県勤信協
11月	三重県勤信協
2006年	
1月	山口県福基協
2010年	
11月	茨城県労信協 群馬県労信協 埼玉県労信協 東京共同保証 神奈川県労信協
2013年	
8月	山形県労信協
2022年	
10月	新潟県労信協

「あゆみ」

概要／設立と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

経営計画の概要
第8期中期

トピックス

2022年度
事業報告2022年度
決算報告2023年度
事業計画

経営管理体制

内部管理体制

資料編

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本労働者信用基金協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。
2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、労働者への融資の円滑のために公益性に根ざした信用保証事業を行い、もって労働者とその家族が安心して生活できる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 労働金庫が行う労働者およびその労働者と生計を一にする配偶者その他の親族に対する融資に係る債務保証
(2) 労働金庫が行う国および独立行政法人の融資制度に係る債務保証
(3) 労働金庫および他の金融機関が行う労働者を対象とする自治体提携融資に係る債務保証
(4) 労働者信用基金協会（この法人と類似の事業を行う各都道府県単位に設立される法人（以下「労信協」という。）の信用保証事業の承継に伴う労働金庫以外の金融機関が行う労働者に対する生活資金および住宅資金の融資に係る債務保証
(5) 労働金庫が行う特定非営利活動法人等非営利法人への融資に係る債務保証
(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2 前項の事業は、日本国内において行うものとする。
3 第1項第1号から第5号までに規定する業務の方法は、業務方法書に定める。

(保証債務の最高限度)

第5条 この法人の保証債務の最高限度額は、基本財産の150倍とする。

第3章 社員

(社員の資格)

第6条 この法人の社員たる資格を有する者は、次に掲げる者でこの法人の目的および事業に賛同する者とする。

- (1) 労働金庫
- (2) 労信協
- (3) 労働金庫連合会

(社員の資格の取得)

第7条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意に退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。
(1) この定款その他の規則に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
2 前項の規定により社員を除名しようとする場合には、その社員に社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 当該社員が解散したとき。
(2) 総社員が同意したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(議決権)

第12条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事、監事および会計監査人の選任または解任ならびに会計監査人を再任しないこと
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 解散および残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長が当たる。

(定足数)

第17条 社員総会は、総社員の過半数が出席しなければ成立しない。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
(1) 社員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長および議長の指名した出席社員2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員および会計監査人

(役員および会計監査人の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上15名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち3名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち2名以内を業務執行理事とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員および会計監査人の選任)

第21条 理事および監事ならびに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。
なお、社員総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する。
2 理事および監事は社員の代表者その他役職員のうちからこれを選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事および監事を社員の代表者その他役職員以外の学識経験のある者のうちから選任することができる。
3 第1項の決議によって選任された理事のうちから、理事会において代表理事として理事長1名、副理事長1名、および専務理事1名を選定する。
4 第1項の決議によって選任された理事のうちから、理事会において業務執行理事として常務理事2名以内を選定する。

(理事の職務および権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2 代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
3 理事長は、会務を総理する。
4 副理事長は、理事長が欠けたとき、または理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
5 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して業務を統括し、理事長および副理事長が欠けたとき、または理事長および副理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
6 常務理事は、代表理事を補佐して業務を執行する。



- 7 代表理事および業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(会計監査人の職務および権限)

- 第24条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧および謄写をし、または理事および使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
- (1) 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員および会計監査人の任期)

- 第25条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事または監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員および会計監査人の解任等)

- 第26条 理事、監事および会計監査人の解任ならびに会計監査人を再任しないことについては、社員総会の決議による。
- なお、社員総会に提出する会計監査人の解任および再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する。
- 2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨および解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。
- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員および会計監査人の報酬等)

- 第27条 理事の報酬等は、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める支給基準に従って支給することができる。
- 2 監事の報酬等は、社員総会において定める総額の範囲内で、監事の協議によって定める。
- 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(責任免除または限定)

- 第28条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第114条の規定により、理事および監事ならびに会計監査人の同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に従い、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を除いて得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。
- 2 この法人は、一般法人法第115条の規定により、非業務執行理事等の同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に従い、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、一般法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第29条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事および業務執行理事の選定および解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分および譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任および解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更および廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第28条第1項の責任の免除および同条第2項の責任限定契約の締結

(招集)

- 第31条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは、第22条第4項または第5項に拠り、副理事長または専務理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(定足数)

- 第33条 理事会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

(決議)

- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第34条の2 この法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事が出席しなかった場合は、出席した理事および監事が記名押印する。
- 3 前条により決議の省略があった場合は、議事録作成に係る職務を行った理事が第1項の議事録に記名押印する。

(常任理事会)

- 第36条 この法人に常任理事会を置く。
- 2 常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事で構成する。
- 3 常任理事会は、理事会より委任を受けた事項について協議し、決議することができる。
- 4 監事は、必要があると認めるときは、常任理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 第1項の常任理事会に関する規程は、理事会において別に定める。

第7章 委員会

(委員会)

- 第37条 この法人は、理事会が必要であると認めたときに、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の任務、構成および議事の運営に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める委員会規程による。

第8章 事務局

(事務局)

- 第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置き、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織および運営に関する事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第9章 資産および会計

(基本財産)

- 第39条 この法人に、基本財産を設ける。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

定 款

- (1) 寄付金
- (2) 保証積立資産

(基本財産の維持および処分)

- 第40条 この法人は、基本財産の適正な維持および管理に努めるものとする。
- 2 基本財産は、これを消費し、または抵当権その他の物権のために供してはならない。
 - 3 やむを得ない理由により基本財産の一部を取り崩す場合には、社員総会の承認を得なければならない。

(基本財産および保証基盤安定化積立資産の積み立ておよび取り崩し)

第41条 事業年度末において正味財産の増加額が生じたときは、次のとおり基本財産および保証基盤安定化積立資産に積み立てる。

- (1) 保証債務の最高限度に対する事業年度末の保証債務の割合（以下「保証限度率」という。）が75%より高い場合
保証限度率が75%となるまで正味財産の増加額を基本財産（保証積立資産）に積み立てる。残余の正味財産の増加額は保証基盤安定化積立資産に積み立てる。
事業年度末における正味財産の増加額の全額を基本財産（保証積立資産）に積み立てても保証限度率が75%を上回る場合は保証限度率を75%とするのに必要な金額を保証基盤安定化積立資産から取り崩し、基本財産（保証積立資産）に積み立てる。
- (2) 保証限度率が75%以下の場合
事業年度末における正味財産の増加額の全額を保証基盤安定化積立資産に積み立てる。この場合、基本財産（保証積立資産）の取り崩しは行わない。
- 2 事業年度末において正味財産の減少額が生じたときは、保証基盤安定化積立資産を取り崩す。

(資産の運用)

- 第42条 この法人は、次の方法以外によりその金融資産を運用してはならない。
- (1) 労働金庫連合会、労働金庫または理事会で決議した金融機関への預金（元本について損失が生じるおそれがある預金を除く）
 - (2) 国債証券、政府保証債券、地方債証券（ただし、市場公募債に限る）の保有
 - (3) 公社債投資信託の保有

(基金)

- 第43条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
 - 3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所および方法その他の必要な事項を理事会において別に定める基金取扱規程によるものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

- 第45条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受け、定時社員総会に報告しなければならない。
- 2 前項の書類については、主たる事務所および従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第46条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号および第4号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告書
 - (2) 会計監査報告書

(剰余金分配の禁止)

第47条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更および解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 情報公開および個人情報保護等

(情報公開)

第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を適正かつ適時に開示するものとする。

- 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(個人情報保護)

第52条 この法人は、個人情報保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報保護に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

- 2 この法人の貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の公告は、前項にかかわらず、定時社員総会ごとにその終結の日後5年間を経過するまでの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第12章 補則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行に必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この附則において「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は金子憲彦（理事長）および中島努（専務理事）、業務執行理事は百濟哲行（常務理事）および志賀直範（常務理事）とする。
- 4 この法人の最初の会計監査人は新日本有限責任監査法人とする。
- 5 この定款は、2023年6月29日に一部変更し、同日から施行する。

定款の変遷

2012年4月1日	設置
2013年6月27日	変更
2015年6月29日	変更
2020年6月29日	変更

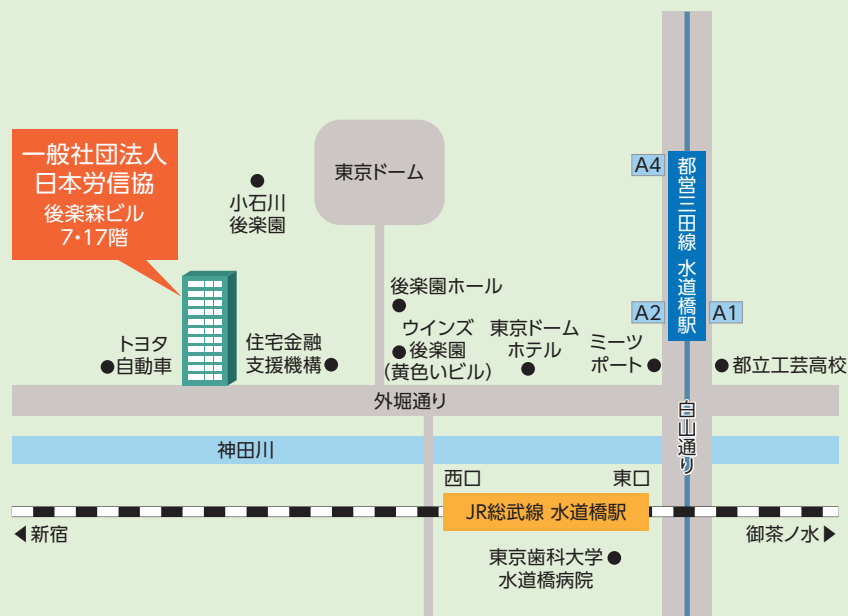


事務所のご案内

一般社団法人 日本労働者信用基金協会

〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目4番14号 後楽森ビル7・17階
TEL 03-3818-2811(代)

- JR総武線 水道橋駅
西口より徒歩4分
- 都営三田線 水道橋駅
A2出口より徒歩7分



西日本事務所

〒564-0051 大阪府吹田市豊津町10番34号
井門江坂駅前ビル8階
TEL 06-6369-0770(代)

- 大阪メトロ御堂筋線・
北大阪急行南北線 江坂駅
北改札⑤番出口より徒歩3分





一般社団法人
日本労働者信用基金協会(日本労信協)

〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目4番14号 後楽森ビル7・17階
TEL 03-3818-2811(代)

ホームページアドレス <http://www.nihonroshinkyo.org/>

2023年7月発行